

保育施設利用のご案内

令和3年(2021年)6月発行



市川市 こども施設入園課

【お問い合わせ先】

こども施設入園課 入園グループ(第1庁舎2階) TEL: 047-711-1785(直通)

子育てナビ行徳(行徳支所2階) TEL: 047-359-1391(直通)

受付時間 8:45~17:15(土日祝・年末年始を除く)

【お知らせ】

お知らせ	市公式 Web
<p>認可保育施設の開園情報を LINE でお知らせします</p>  <p>左の QR コードを読み取り、市川市公式 LINE アカウントの友だち登録をしたうえで、次のとおり受信設定をお願いいたします。</p> <p>【子育て→その他お知らせ→未就学のお子様の登録】</p> <p>※市川市公式 LINE アカウントの「オンライン申請」から、希望園変更届の申請が可能です。</p>	
<p>「保育施設利用のご案内」の変更について市公式 Web サイトでお知らせします</p> <p>「保育施設利用のご案内」(この冊子)の内容について変更が生じた場合、市公式 Web サイトにてお知らせしますので、保育施設利用申込みの際は、最新情報をご確認の上お申込みいただくようお願いいたします。</p>	
<p>公立保育園の民営化について</p> <p>「市川市公立保育園民営化ガイドライン」に基づき、民営化等を予定している公立保育園を、市公式 Web サイトにて公表しております。</p>	

【市公式 Web サイトへのアクセスはこちらから】

<p>認可保育施設の 利用申込みについて (募集人数を毎月更新しています)</p>		<p>申請書ダウンロード (申込み/利用中)</p>	
<p>開設予定の 認可保育施設について</p>		<p>いちかわ保育ルーム (募集人数を毎月更新しています)</p>	

【認可保育施設利用に関する書類の郵送先】

<p>〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市 こども施設入園課 入園グループ</p>
--

※提出書類をご郵送いただく場合、次の項目を提出書類にご記入ください。

- ① お子さんのお名前 (保育施設申込み中又は在園中のお子さんが複数いる場合は全員分ご記入ください)
- ② お子さんの生年月日 (保育施設申込み中又は在園中のお子さんが複数いる場合は全員分ご記入ください)
- ③ 認可保育施設利用申込み中の場合は、第1希望の保育施設名
(市外の認可保育施設利用申込みの場合は、施設名と市区町村名をご記入ください。)
- ④ 保育施設(認可外保育施設を含む)在園中の場合は、在園している保育施設名
(市外の認可保育施設在園の場合は、施設名と市区町村名をご記入ください。)

目次

1. 保育施設の種類	2
2. 教育・保育給付認定 保育の必要な事由／保育の必要量／保育の必要な事由と有効期間／教育・保育給付認定の申請及び 支給認定証の発行	4
3. 認可保育施設の利用申込みから入園までの流れ 4月以外の月の利用申込みの場合／4月の利用申込みの場合	6
4. 認可保育施設の利用申込み期間及び利用調整結果通知発送予定	8
5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み 窓口での申込み／郵送での申込み／申込みに必要な書類／個人番号（マイナンバー）について	9
6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項 クラス編成／受入月齢について／生後6ヶ月未満のお子さんの申込み／保育施設の希望について／ 食物アレルギー・宗教等の食事制限／病気や障がいがあるお子さん、発達に心配があるお子さんの 申込み／育児休業からの復職／妊娠・出産での申込み／兄弟姉妹がいる場合、又は申込み中に次 のお子さんの出産予定がある場合／その他の注意事項	17
7. 市川市民の方が市川市外の認可保育施設を申込みする場合	20
8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込みの場合	21
9. 教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合	22
10. 認可保育施設の利用調整 利用調整の結果通知／内定の場合／保留の場合／利用調整における基準指数及び調整指数	24
11. 認可保育施設入園時の注意事項	28
12. 認可保育施設利用中の注意事項 教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合／欠席する場合／休日保育／延長保育 ／翌年度の継続利用手続き／市内の認可保育施設への転園申込み／退園	29
13. 認可保育施設の利用者負担額（保育料）及び給食費（副食費） 0歳児～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）／3歳児～5歳児クラスの給食費（副食費）／ 保育標準時間の利用者負担額（月額）／保育短時間の利用者負担額（月額）	32
14. 簡易保育園 簡易保育園保育料補助金／子育てのための施設等利用給付／簡易保育園一覧表（市川市内）	37
15. 市川市企業主導型保育施設（地域枠あり）	47
16. 一時預かり	48
17. いちかわ保育ルーム	51
18. その他の子育て支援サービス 病後児保育／ファミリー・サポート・センター／いちかわっこWEB	53
19. 認可保育施設一覧	54
よい保育施設の選び方 10か条	61

1. 保育施設の種類

保育施設には、「子ども・子育て支援法」により教育・保育の場として設けられた保育園、認定こども園、地域型保育、幼稚園のほか、認可を受けていない保育施設もあります。

下の表の保育施設のうち、太枠で囲った施設を「認可保育施設」と総称し、申込み先がこども施設入園課の施設になりますので、こちらのご案内をお読みのうえ利用申込みをしてください。

認可保育施設の一覧をP54～60に地区別に掲載していますので、ご参照ください。

分類				申込み先	備考	
保育園 (0歳～5歳児)	認可保育園	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準に基づき県知事に認可された施設	公立保育園	設置・運営は市川市	こども施設入園課	公立保育園の民営化については市公式Webサイトをご参照ください。 認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～21)をお読みのうえ利用申込みをしてください。
			私立保育園	設置・運営は社会福祉法人等の民間事業者		
	認可外保育園	認可保育園以外の保育施設	簡易保育園		各施設	簡易保育園保育料補助金又は子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。P37～46をご参照ください。
			企業主導型保育施設		各施設	P47をご参照ください。
事業所内保育施設			各施設			
認定こども園 (0歳～5歳児)	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能をあわせもつ施設	2号・3号認定 (P4をご参照ください)		こども施設入園課	認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～21)をお読みのうえ利用申込みをしてください。	
		1号認定		各施設	子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。詳しくは市公式Webサイトをご参照ください。	
幼稚園 (3歳～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	市立幼稚園…2年保育		各施設		
		公認私立幼稚園…3年保育		各施設		
		幼稚園類似施設…3年保育		各施設		
地域型保育 (0歳～2歳児)	小規模保育 ※1	定員が6人から19人までの保育施設		こども施設入園課	認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～21)をお読みのうえ利用申込みをしてください。	
	家庭的保育 ※2	市が認定した家庭的保育者が保護者に代わり、居宅(又はそれに代わるその他の場所)という家庭的な雰囲気の中で認可保育園と連携を持ちながら保育を実施する施設				
	事業所内保育 ※3	会社等の事業所にある保育施設	地域枠		各施設	
			従業員枠			
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行う ※現在、市川市にはありません		—		—	

※1 小規模保育

3歳児以降の保育について	<p>○連携施設が設定されている小規模保育事業所と、設定されていない事業所があります。</p> <p>○連携施設のある小規模事業所については、連携施設への入園を希望する場合、優先的に入園することができます。その場合、他施設への希望はできません。</p> <p>○連携施設を希望せずに認可保育園や認定こども園への入園を希望する場合、申込み締切日時点で継続して3ヶ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います(P26をご参照ください)。この場合、連携施設に優先的に入園することはできません。</p> <p>○いずれの保育施設の利用を希望する場合も、新たな申込みが必要になります。連携施設を希望する場合は「小規模保育事業等連携施設利用申込書」によりお申込みください。</p>
その他	小規模保育事業所に利用申込みをするお子さんの兄弟姉妹が連携施設を利用している(幼稚園の場合は「預かり保育」を利用している、又は利用を予定している)場合、加点して利用調整を行います(P26をご参照ください)。

※2 家庭的保育

市が認定した家庭的保育者とは	<p>①市が行う研修等を修了し、市長が認める者</p> <p>②乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>以上の条件をすべて満たした人物です。家庭的保育者は、お子さんに対する深い愛情と子育てへの熱意を持ち、保護者の方とお子さんに向き合い、二人三脚で子育てを応援します。</p>
利用対象者	乳幼児と家庭的保育者との間に3親等以内の親族関係がないことが条件です。
保育場所	家庭的保育者の居宅、又はそれに代わるその他の場所(市公式 Web サイト「家庭的保育事業について」をご覧ください)
食事	食物アレルギーをお持ちのお子さんについては、医療機関受診後医師の指示の結果を基にご相談の上、弁当持参となります。
利用申込みの注意	<p><u>申込みの前に家庭的保育者宅の見学が必須となります。</u></p> <p>(お子さん同伴での見学となります。)</p>
3歳児以降の保育について	3歳児以降、認可保育施設に入園を希望する場合は新たに申込みが必要です。申込み締切日時点で継続して3ヶ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います(P26をご参照ください)。
その他	家庭的保育の内定辞退、家庭的保育からの転園については認可保育園と同等の扱いとなります。

※3 事業所内保育

事業所内保育とは	地域型保育事業として市町村の認可を受けるもの(利用定員に応じた地域枠を設けているもの)と認可を受けず認可外保育園として運営しているものの2種類があります。
従業員枠とは	事業所の従業員で、保護者のいずれか又は両方が働いているか、病気・出産などで子どもの保育ができない方が利用する枠です。事業所に直接申込みを行い、利用(内定)が決まりましたら、事業所で取りまとめた書類を、直接施設から市川市へ提出してもらいます。それに基づき、教育・保育給付認定と保育の利用決定を行います。
地域枠とは	他の認可保育施設と同様に利用する枠のことです。3歳児以降、保育施設に入園を希望する場合は新たに申込みが必要です。申込み締切日時点で継続して3ヶ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います(P26をご参照ください)。

2. 教育・保育給付認定

認可保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請を行い、下表による2号又は3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	必要性	利用先
2号認定(保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 認可保育施設で保育を希望	認可保育園 認定こども園 地域型保育
3号認定(保育認定)	満3歳未満		

【保育の必要な事由】

認可保育施設を利用するためには、保護者が「保育の必要な事由」としていずれかに該当することが必要です。

- 1 就労(月64時間以上)
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護(月64時間以上)
- 5 災害復旧
- 6 求職活動(起業準備を含む)、就労内定
- 7 就学(学校教育法に規定された学校等、職業訓練校における職業訓練、月64時間以上)
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※同居の親族が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

【保育の必要量】

2号認定・3号認定のうちさらに「保育短時間」、「保育標準時間」の2つに区分されます。

※それぞれの区分で認定を受けた場合でも、保護者の就労等の実態に即した「保育を必要とする時間」での利用となります。

◎「保育短時間」利用……施設の規定による最長8時間（例：9：00—17：00）

※各保育施設の保育短時間の時間帯については、P54～の認可保育施設一覧をご参照ください。

◎「保育標準時間」利用……「保育短時間」利用の枠を超えて保育を必要とする時間(最長11時間)

※利用時間には、通勤・通学時間を含みます。

【保育の必要な事由と有効期間】

事由	保育の必要量		有効期間	
	標準時間	短時間	3号認定(満3歳未満)	2号認定(満3歳以上)
1 就労	○	○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
2 妊娠・出産	○		出産予定日の属する月から2ヶ月後の月末	
3 保護者の疾病、障がい	○	○	3歳の誕生日の前々日 (注1)	就学前の3月31日 (注1)
4 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護	○	○	3歳の誕生日の前々日 (注1)	就学前の3月31日 (注1)
5 災害復旧	○		3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
6 求職活動、就労内定		○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
7 就学	○	○	在学期間終了の月末	
			3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
8 虐待やDVのおそれがあること	○		3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(注2)		○	育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末	
			3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日

(注1) 3(保護者の疾病、障がい)、4(介護、看護)に該当する方は、保育の必要性を確認する書類に応じて、有効期間を決定します。

(注2) 9(育児休業取得中)に該当する方で、他の未就学児が認可保育施設の利用申込みをしている場合は、在園児童と申込み児童の保育の必要な事由及び保育の必要量が異なります。

在園児童⇒保育の必要な事由「育児休業」 保育の必要量「保育短時間」

申込児童⇒保育の必要な事由「就労」 保育の必要量「保育標準時間」又は「保育短時間」

●保育標準時間で認定されている方は、保育短時間で認可保育施設の利用をされていても、利用者負担額は保育標準時間で算定されたものになります。

●月64時間未満での就労の方や、育児休業以外の休業中の方は、6(求職活動、就労内定)で認定します。

【教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の発行】

●教育・保育給付認定を受けるためには、「教育・保育給付認定申請書」を提出する必要があります(P11 をご参照ください)。

●教育・保育給付認定申請のあったお子さんについて、「保育の必要な事由」、「保育の必要量」を確認し、「支給認定証」を発行します。

※保育の認定基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合や、該当事由により有効期間の希望に添えない場合があります。

※「支給認定証」は保育の必要性を判定したもので、認可保育施設への入園をお約束するものではありません。

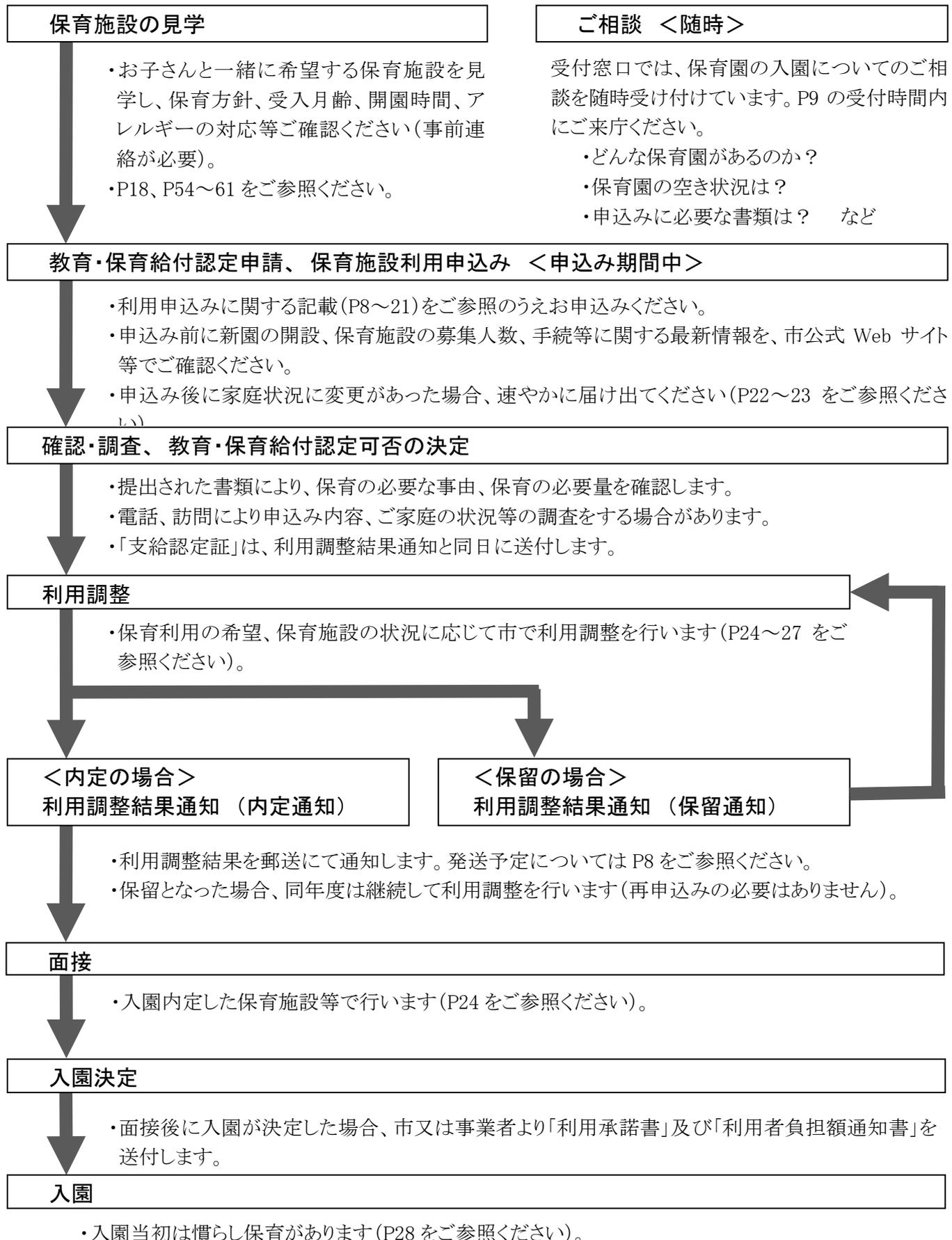
※教育・保育給付認定申請の内容が事実と異なる場合、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

●お子さんが3歳になる月の前月に、3号認定(3歳未満)から2号認定(3歳以上)への切り替えの通知書及び新しい「支給認定証」をお送りします(手続きは不要です)。

※有効期間が終了した場合、既に発行している「支給認定証」は無効となります。

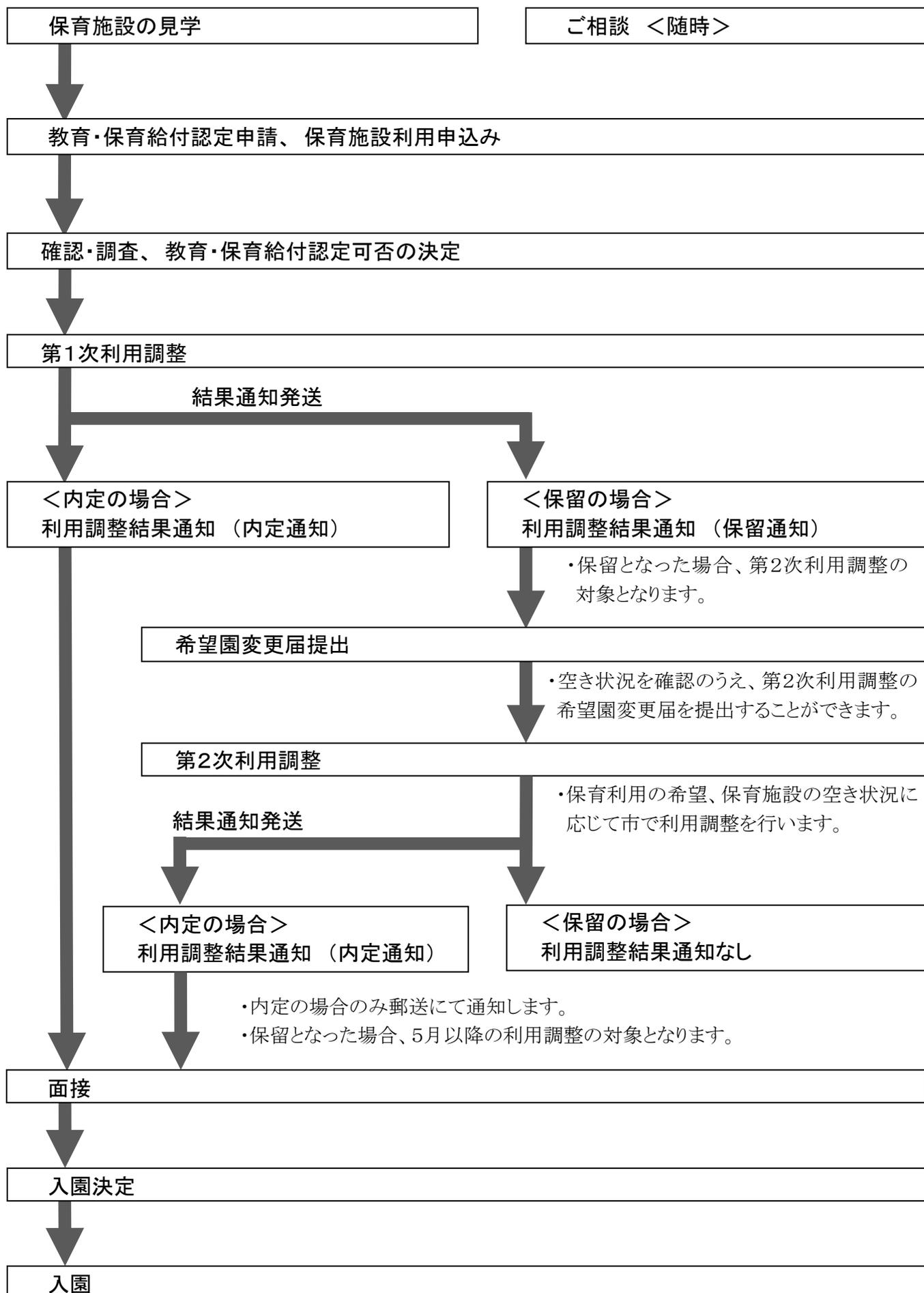
3. 認可保育施設の利用申込みから入園までの流れ

【4月以外の月の利用申込みの場合】



【4月の利用申込みの場合】

※令和4年4月利用申込みのスケジュールは令和3年10月頃決定する予定です。



4. 認可保育施設の利用申込み期間及び利用調整結果通知発送予定

入園を希望する月により利用申込みができる期間を定めていますので、その期間中に、窓口へ持参又は郵送によりお申込みください。

【令和3年12月までの利用申込み】

入園希望月	申込み期間	結果通知発送予定
令和3(2021)年 7月	5月12日(水) ~ 5月31日(月)	6月 8日(火)
8月	6月 9日(水) ~ 6月30日(水)	7月 8日(木)
9月	7月 9日(金) ~ 7月30日(金)	8月10日(火)
10月	8月11日(水) ~ 8月31日(火)	9月 8日(水)
11月	9月 9日(木) ~ 9月30日(木)	10月 8日(金)
12月	10月11日(月) ~ 10月29日(金)	11月 8日(月)

※令和4年1月～4月の利用申込みのスケジュールについては、令和3年10月頃決定し、市公式Webサイト、窓口等でご案内いたします。

5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み

教育・保育給付認定及び認可保育施設利用申込みは、入園希望月の申込み期間中に、下記のいずれかの方法で手続きをしてください。申込み締切日までに申込み書類の提出がない場合は、利用調整の対象となりません。

【窓口での申込み】

＜受付窓口＞

窓口	場所	電話
こども施設入園課 入園グループ	第1庁舎2階 市川市八幡1-1-1	047-334-1111(代表) 047-711-1785(直通)
子育てナビ行徳	行徳支所2階 市川市末広1-1-31	047-359-1391(直通)

＜受付時間＞ 8:45～17:15（土日祝・年末年始を除く）

※受付に時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

※12:00～13:00の受付については、お待ちいただく場合もございますので、ご了承ください。

※1～4月の利用申込みについては、申込み期間が重なっており、4月の利用申込みが他の月に比べて多いため、1～4月の申込み期間を通して窓口が混雑します。特に申込み開始日と締切日間際はかなりの混雑が予想されます。窓口でお申込みされる場合はできるだけ混雑時期を避けていただくとともに、時間に余裕をもってご来庁ください。また、郵送(簡易書留)での申込みもご利用ください(締切日必着になります)。

＜持参する書類＞

申込みに必要な書類	P11「申込みに必要な書類」を参照のうえ、認可保育施設利用申込みに必要な書類を、あらかじめ記入してお持ちください。 ※提出書類の不足や記入漏れなど申込み書類に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合や、利用調整において不利になる場合があります。 ※記入について不明箇所がありましたら、窓口で確認のうえご記入いただいてもかまいません。
個人番号(マイナンバー)に関する書類	窓口で確認させていただきますので、P15「個人番号(マイナンバー)について」をご参照のうえ、次の書類をお持ちください。 1. 窓口で申込み手続きをする保護者の番号確認のための書類(マイナンバーカード等) 2. 窓口で申込み手続きをする保護者の身元(実在)確認のための書類(運転免許証等)

●お子さんの同伴について

窓口でのお申込みの際、お子さんを同伴していただく必要はありません。

ただし、病気や障がいがあるなど、お子さんの心身の状態等から保育施設に預けることについて心配なことがある場合、お子さんの発達がゆっくりと思われるなどお子さんの発達について心配なことがある場合は、看護師面談のためお子さんと一緒にご来庁いただく必要がありますので、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください(P18をご参照ください)。

【郵送での申込み】

＜送付する書類＞

申込みに必要な書類	P11「申込みに必要な書類」を参照のうえ、認可保育施設利用申込みに必要な書類をお送りください。 ※提出書類の不足や記入漏れなど申込み書類に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合や、利用調整において不利になる場合があります。
個人番号(マイナンバー)に関する書類	P15「個人番号(マイナンバー)について」をご参照のうえ、次の書類をお送りください。 1. 郵送で申込み手続きをする保護者の番号確認のための書類 (マイナンバーカードのコピー等) 2. 郵送で申込み手続きをする保護者の身元(実在)確認のための書類 (運転免許証のコピー等)

＜送付先＞

〒272-8501
市川市八幡 1-1-1
市川市 こども施設入園課 入園グループ 入園申込み受付担当

＜送付時期＞

入園希望月の申込み期間中に到着するように発送してください。

申込み締切日までに申込み書類が到着しない場合は、利用調整の対象となりません。

＜送付方法＞

- 必要書類の受け渡しを確実にを行うため、申込み書類は必ず簡易書留をご利用ください。
※簡易書留を利用しないご郵送の場合、利用調整の対象とならない場合があります。
※書類が紛失された場合や郵送事故など、不着についての責任は負いかねます。
※郵送料金に不足が無いようご注意ください。料金不足の書類は受け取ることができません。
- 申込み後に、不足書類の提出や、不備のあった書類の再提出をする場合は、普通郵便でも受け付けます。
※不足書類を郵送でご提出の場合、次の項目を提出書類にご記入ください。
 - ①お子さんのお名前
 - ②お子さんの生年月日
 - ③第1希望の保育施設名
(市外の認可保育施設利用申込みの場合は、施設名と市区町村名をご記入ください。)
 - ④保育施設(認可外保育施設を含む)在園中の場合は、在園している保育施設名
(市外の認可保育施設在園の場合は、施設名と市区町村名をご記入ください。)

＜注意事項＞

- 市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達、不足書類の再提出等を円滑に行えるよう、可能な限り窓口でお申込みいただくようお願いします。
- 市川市外にお住まいの方で、市川市内の認可保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で利用申込みをしてください(P21をご参照ください)。

【申込みに必要な書類】

認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～⑤を確認し、必要な書類をご用意ください。

① 教育・保育給付認定申請書（市指定の用紙）	《対象者》 すべての申込み児童
② 保育所等利用申込書（市指定の用紙）	《対象者》 すべての申込み児童

※①・②はお子さん1人につき1部必要です。

※記入にあたっては、「記入上の注意」をご参照ください。

③ 保育の必要性を確認する書類	《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻
-----------------	------------------------

申込時の状況	必要書類	父	母
就労(復職予定の場合を含む)	就労証明書 （市指定の用紙） 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に就労証明書の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労日数・就労時間が変則の方	直近1ヶ月分のシフト表 (1ヶ月間の就労日・就労時間等の実績がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業の方	開業後1年以上の場合： 確定申告書 B 第1表・第2表のコピー 開業後1年未満の場合： 開業届のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	不要 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労内定	就労証明書 （市指定の用紙）・・・「採用予定」に☑を入れたもの ・就労開始予定日が記入されている就労証明書の場合で、申込み月の翌月までに入園内定とならず就労開始できない場合、申込み月の翌々月の申込み期間内に就労証明書等の再提出が必要です(就労内定の状況が続く場合は、2ヶ月毎に提出が必要となります)。期間内に提出がない場合、入園要件を「就労内定」から「就労予定」に切り替え、基準指数を変更します。 (例)9月15日採用予定で、9月利用申込みの場合、9～10月の利用調整は「就労内定」ですが、11月の申込み期間内に就労証明書の提出がない場合、11月利用調整より「就労予定」となります。 ・保育施設入園後に就労開始する旨の就労証明書の場合、再提出の必要はありません。 ・就労開始した場合は、就労証明書(「就労中」に☑、証明日が就労開始後のもの)の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書・時間割表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)		<input type="checkbox"/>
保護者の疾病・障がい	診断書 （市指定の用紙）又は 障害者手帳のコピー 診断書は医師による証明が必要です(整骨院等は不可)。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	介護・看護・付添状況申告書 （市指定の用紙） 被介護者の診断書 (市指定の用紙)又は 障害者手帳のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 母子手帳のコピー(最新の健康診査のページ)

《対象者》 すべての申込み児童

お子さんの健康状態を確認するため、最新の健康診査の受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

※健診未受診の場合は、その理由及び受診予定を「申告書」にご記入の上ご提出いただき、受診後お早めに健診結果のコピーをご提出ください。「申告書」の様式は問いませんが、市公式 Web サイトから市指定の「申告書」をダウンロードしてお使いいただくこともできます。

※1歳6か月健診の受診結果のコピーを提出する際に、お手元に「1歳6か月児健康診査記録票」がある場合は、そのコピーもあわせてご提出ください。

※利用申込み後に受診した健診で指摘事項があった場合には、その受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

⑤ その他状況に応じて提出していただく書類

《対象者》 ◆世帯の状況に応じて該当する方のみ

<保護者の就労状況>

申込時の状況	提出書類	
育児休業・産後休暇から復職予定の方	育児休業(産後休暇)からの復職に関する申告書 (市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
市内の認可保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方、就労内定の方(いずれも週35時間以上の勤務)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー 保育士就労に関する同意書 (市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
市外の認可保育施設又は市内外の認可外保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー	<input type="checkbox"/>

<世帯の状況>

申込時の状況	提出書類	
65歳未満の祖父母と同居している場合(住民票上別世帯でも同一住所又は同一建物・マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。)	同居祖父母の就労証明書等、保育の必要性を確認する書類(P11③の書類) ※提出がない場合、利用調整において不利になります(P26 をご参照ください)。	<input type="checkbox"/>
生活保護世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯、両親不存在(注1)	世帯状況申立書 (市指定の用紙) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯(予定)(注1)	世帯状況申立書 (市指定の用紙) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ※DVのおそれがある場合はこども施設入園課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>

保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書又は在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー ※在留資格を確認できる書類・資格外活動許可証がない場合、申込みを受付することができません。	<input type="checkbox"/>
令和3年8月までの利用申込みにおいて、令和2年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります(P27をご参照ください)。	<input type="checkbox"/>
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和2年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和2年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	平成31(2019)年1月～令和元(2019)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>
令和3年9月以降の利用申込みにおいて、令和3年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります(P27をご参照ください)。	<input type="checkbox"/>
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和3年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和3年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和2(2020)年1月～令和2(2020)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>
お子さん又は同居親族が障がいをお持ちの場合	障害者手帳のコピー、療育手帳のコピー又は精神障害者保健福祉手帳のコピー ※保育料が減免になることがあります(P33をご参照ください)。 ※お子さん自身の障がいについては、利用調整において加点があります。また、兄弟の障がいについては、同点の場合の優先順位が高くなります(P26～27をご参照ください)。	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産以外の事由での利用申込みで、出産予定がある場合	出産にあたっての就労状況申告書(市指定の用紙) 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)	<input type="checkbox"/>

(注1) 配偶者、元配偶者又は内縁の夫・妻が同居の場合(住民票上別世帯でも同住所に住んでいる場合や、別居でも住民票が同住所の場合を含む)は、ひとり親と認定することはできません。

<お子さんの状況>

申込時の状況	提出書類	
補助金対象の認可外保育施設(簡易保育園)を利用している場合	通園証明書(市指定の用紙) ※市川市で簡易保育園の補助金を受けている場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
補助金対象施設以外の認可外保育施設(注2)、事業所内保育施設(注3)、居宅訪問型保育施設(注2)を利用している場合	認可外保育施設等利用証明書(市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
お子さんが心臓、腎臓、肝臓にかかわる疾病(治療中、経過観察中)をお持ちの場合	腎臓指導表・心臓指導表(市指定の用紙、3歳以上) 保育園入園診断書(市指定の用紙、3歳未満) ※入園希望月の締切日までにご提出がないと、利用調整にかけられない場合があります。	<input type="checkbox"/>

お子さんに病気や障がいなどがあり、特別な支援や医療的な配慮が必要な場合	保育園入園診断書(市指定の用紙)や関係機関の意見書等が必要になる場合があります。事前にこども施設入園課にご相談ください。	□
-------------------------------------	--	---

(注2) 都道府県知事に届出をしている施設が対象となります。

(注3) 都道府県知事に届出をしている施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設が対象となります。

<兄弟の状況>

申込時の状況	提出書類	
兄弟姉妹が幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、福祉型児童発達支援センター、難聴幼児通園施設、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス、認可外保育施設を利用しており、保育施設への入園を希望しない場合	在園を証明する書類 利用している施設から証明書を発行してもらうようお願いいたします。 ※施設の利用に関し、市川市で教育・保育給付認定又は簡易保育園の補助金を受けている場合は、提出不要です。	□
兄弟姉妹が幼稚園に入園予定であり、保育施設への入園を希望しない場合	入園許可証等、入園することが確認できるもの	□

《書類の入手方法》

- 利用申込みに必要な書類(市指定)は、次の場所で配布しています。

※印の窓口では、P11①・②及び就労証明書のみ配布です。また、ご相談や申込みはできません。

○こども政策部こども施設入園課

※P9<受付窓口>をご参照ください。

○子育てナビ行徳

※P9<受付窓口>をご参照ください。

※大柏出張所

南大野2-3-19

※市川駅行政サービスセンター

市川南1-1-1 (ザ タワーズ イースト3階)

※南行徳市民センター

南行徳 1-21-1

※各認可保育施設

- 利用申込みに必要な書類(市指定の用紙)は、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/sys01/sinseidl-hoikuen.html>



《書類提出についての注意事項》

- 申込みを受け付けた時点で、3ヶ月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出書類は、コピー可と表記のあるものを除き、すべて原本をご郵送ください。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し(コピー)の提供等も原則行っておりません。
- 申込書や提出書類は、入園後も在園児の書類として引き続き使用します。

《市外への申込み、市外からの申込みの場合の必要書類について》

- 市川市民の方が市川市外の認可保育施設を申込みの場合 → P20 をご参照ください。
- 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込みの場合 → P21 をご参照ください。

【個人番号(マイナンバー)について】

マイナンバー制度に基づき、教育・保育給付認定に関する申請書類にマイナンバーを記載していただく必要があります。申請書類ご提出の際は、申請者の個人番号(マイナンバー)が確認できるものと、身元確認できるものが必要です。

<マイナンバーの記載が必要な書類(手続き)>

- ① 市川市教育・保育給付認定申請書(様式第1号)(保育施設の利用申込みをするとき)
- ② 市川市教育・保育給付認定変更申請書(様式第9号)(認定区分の変更をするとき)
- ③ 市川市教育・保育給付認定申請事項変更届(様式第14号)(申請内容の変更をするとき)
- ④ 市川市教育・保育給付認定再交付申請書(様式第15号)(認定証の再交付の申請を行うとき)

<マイナンバー及び本人確認の方法>

- 受付窓口での書類提出(手続き)の場合、次に掲げる書類をご提示いただくことにより、申請者のマイナンバー及び本人確認を行います。
- 郵送での書類提出(手続き)の場合、次に掲げる書類のコピーを同封して郵送していただくことにより、申請者のマイナンバー及び本人確認を行います。

<申請者本人が申請する場合に必要な書類>

1. 申請者の番号確認(マイナンバー確認)のための書類	
右欄に掲げる書類のうち、いずれか1つ	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面及び裏面) <small>※マイナンバーカードは、「番号確認」及び「身元(実在)確認」の両方を行うことができることから、「身元(実在)確認のための書類」の提出は不要です。</small> <input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード <small>※氏名、住所等が変更になっていない場合には、番号確認のための書類として使用することができます。</small>
2. 申請者の身元(実在)確認のための書類	
(1)原則として、右欄に掲げる書類のうち、いずれか1つ	<input type="checkbox"/> 運転免許証(住所変更されている場合は、表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付きのものに限る) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 写真付き資格証明書(「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されており、提出時において有効なものに限る) <small>例: 船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等</small> <input type="checkbox"/> 税理士証票(提出時において有効なものに限る)

<p>(2)(1)の書類の提出が困難な場合、右欄に掲げる書類(「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているものに限る)のうち、いずれか2つ</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証(いずれも表面及び裏面)</p> <p><input type="checkbox"/> 国民年金手帳(表面及び裏面)</p> <p><input type="checkbox"/> 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 納税証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書、戸籍の附票(謄本又は抄本)、住民票の写し、住民票記載事項証明書(いずれも提出時において発行された日から6ヶ月以内のものに限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 母子健康手帳(発給された日から6ヶ月以内のものに限る)</p>
---	---

※2の身元(実在)確認書類を提出することが困難な場合は、こども施設入園課までご相談ください。

<代理人が申請する場合に必要な書類>

<p>1. 申請者の番号確認(マイナンバー確認)のための書類</p>	<p>申請者本人が申請する場合に必要な書類1. 欄をご参照ください。</p>	
<p>2. 代理人の身元(実在)確認のための書類</p>	<p>申請者本人が申請する場合に必要な書類2. 欄をご参照ください。</p>	
<p>3. 代理権が確認できるもの</p>	<p>法定代理人の場合</p>	<p>代理権が確認できるもの</p>
	<p>任意代理人の場合</p>	<p>委任状 (市公式 Web サイトに参考様式があります)</p>

■ 法定代理人とは、法律の規定によって定められた代理人です。

(親権者、未成年後見人、成年後見人)

■ 法定代理人以外の代理人は、すべて任意代理人となります。

親族も任意代理人になります(本人が20歳未満の場合を除く)。

6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項

【クラス編成】

申込みにあたっては、お子さんの生年月日により下表のクラス編成にて該当するクラスをご確認のうえ、そのクラスがある認可保育施設(P54～の認可保育施設一覧をご参照ください)への申込みをしてください。

※クラス編成は4月から翌年3月まで同じです。途中で年齢が上がっても、所属するクラスは変わりません。

<令和3年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成27(2015)年4月2日	～	平成28(2016)年4月1日
4歳児クラス	平成28(2016)年4月2日	～	平成29(2017)年4月1日
3歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
2歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
1歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和2(2020)年4月1日
0歳児クラス	令和2(2020)年4月2日	園により受入開始月齢が異なります	

<令和4年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成28(2016)年4月2日	～	平成29(2017)年4月1日
4歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
3歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
2歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和2(2020)年4月1日
1歳児クラス	令和2(2020)年4月2日	令和3(2021)年4月1日	
0歳児クラス	令和3(2021)年4月2日	園により受入開始月齢が異なります	

【受入月齢について】

認可保育施設ごとに、受入月齢が決められています(P54～の認可保育施設一覧をご参照ください)。生後57日目での入園の場合を除き、入園希望月の1日に受入月齢に達しないお子さんは利用調整の対象になりません。利用申込みにあたっては、お子さんの生年月日により、利用申込み月に受入月齢に達する保育施設に申込みをしてください。

例:受入月齢が「6ヶ月以上」の保育施設の場合、4月入園の申込みができるのは、その前年の10月1日までに生まれたお子さんとなります。

【生後6ヶ月未満のお子さんの申込み】

- 生後57日(誕生日の翌日から起算して57日)を迎える月から利用申込みができます。
- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。その翌月以降は、毎月1日が入園日となります。
- 57日目での入園を希望する場合の締切日も、通常の入園希望月の締切日と同じです。
- 生後57日からの入園を希望する場合、57日からの受入を行っている保育施設に申込みをしてください。
- 月齢の低いお子さんの延長保育時間や慣らし保育の進め方などが保育施設によって異なりますので、希望する保育施設にご確認ください。なお、公立保育園は、生後6ヶ月未満児の延長保育を実施していません。

【保育施設の希望について】

●申込みの前に、お子さんと一緒に希望する保育施設を見学してください(事前連絡必要)。

私立の認可保育施設(認定こども園、小規模保育事業所を含む)は、保育方針、受入月齢、開園時間、保育短時間の時間帯、食物アレルギーの対応、園庭の有無等の違いがあります。0歳児クラスの保育時間に制限を設けている場合もあります。また、園服等の諸費用がかかる場合や、土曜日にお弁当持参の場合等がありますので、事前に見学をして希望保育施設を決めていただくことをお勧めします(P61「よい保育施設の選び方 10か条」をご参照ください)。申込みにあたって見学が必須の保育施設もあります(P54～認可保育施設一覧の備考欄をご参照ください)。

●希望保育施設の数に制限はありませんが、送迎が難しい等の理由で内定を辞退することのないよう、通勤経路や時間、誰が送り迎えをするかなどを考えて希望保育施設を決めてください。

※内定を辞退すると、その後の利用調整において不利になります(P24をご参照ください)。

●車での送迎をお考えの方は、事前に保育施設にご確認ください。公立保育園に駐車場はありません。

●申込み前に、保育施設の情報(新しい認可保育施設の開設等)、希望保育施設の募集人数、手続等に関する最新情報を、窓口や市公式 Web サイトにてご確認ください。

また、新しい保育施設の開設についての情報を LINE でお知らせしますので、右の QR コードを読み取り、市公式 LINE アカウントの友だち登録をしたうえで、次のとおり設定してください。



【子育て→その他お知らせ→未就学のお子様の登録】

●希望の保育施設を変更する場合は、各月締切日までに「希望園変更届」を提出、もしくは締切日の窓口受付終了時間までにスマートフォンや PC から申請してください。郵送の場合は締切日必着となります。

スマートフォンや PC から申請する場合、右の QR コードを読み取るか、市公式 Web サイト(下記 URL)から kintone にてご申請ください。 <https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/henko.html>
市公式 LINE アカウントの「オンライン申請」からも希望園変更申請画面にアクセスできます。



【食物アレルギー・宗教等の食事制限】

認可保育施設では、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対して、可能な範囲でアレルギーの原因となる食品を取り除いた除去食を行っていますが、対応が難しい場合はお弁当やおやつ持参が必要となります。

宗教等の理由からの食事制限を希望するお子さんについては、公立保育園では基本的に対応していません。私立の保育施設の対応は施設により異なります。

食事制限を希望するお子さんは、希望する保育施設の対応について、見学の際にご確認ください。

【病気や障がいがあるお子さん、発達に心配があるお子さんの申込み】

病気や障がいがあるなど、お子さんの心身の状態等から保育施設に預けることについて心配なことがある場合、お子さんの発達がゆっくりと思われるなどお子さんの発達について心配なことがある場合は、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください。

●利用調整に先立ち、次のような方法でお子さんの状態を確認させていただきます。

- ・利用申込み時又は後日、お子さんと一緒にこども施設入園課の窓口にお越しいただき、看護師による面談をさせていただきます。
- ・かかりつけの医師からの診断書や意見書の提出をお願いする場合があります。
- ・発達に関する専門機関からの聞き取りをする場合があります。
- ・お子さんが集団生活に適應できるかどうか、適應できる場合にはどのような支援が必要かを確認するため、公立保育園での観察保育をお願いすることがあります。

●利用調整において病気や障がい等が不利になることはありませんが、保育施設の受け入れ態勢が整うまで入園をお待ちいただく場合があります。

●病気や障がい等について事前のご連絡や利用申込書への記載がなく、入園内定後に判明した場合、内定を取り消すことがあります。

●利用申込みにあたっては、入園を希望する保育施設をお子さんと一緒に必ずご見学いただき、お子さんの状況についてお伝えいただくことをお勧めします。

●専門的な療育を必要とされるお子さんについては、専門機関(こども発達センターなど)にご相談ください。

【育児休業からの復職】

- 育児休業の対象であるお子さんの入園月の翌月10日までに復職することを条件に申込みができます。
※入園月の翌月10日が土日祝日の場合でも、10日までの復職が必須です。
※復職とは同じ職場に同じ労働条件(労働契約上)で復職することとしています。(育児短時間勤務制度を利用して、労働契約上の就労時間より短い時間で復職することは可能です。) 同一職場でも労働契約上の日数・時間が短くなる場合や、退職又は転職する場合は、利用調整の点数が復職の場合とは異なります。復職で申込みをした方が復職しない場合、内定取り消しとなることがあります。
※産後休暇からの復職は、生後57日目となります。
- 復職予定日より早く入園した場合は、育児休業を切り上げて復職していただくこととなりますので、申込みにあたっては、復職時期を早めることについて調整してください。

【妊娠・出産での申込み】

- 保育の必要な事由が「妊娠・出産」の場合、認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月間(合計5ヶ月間)です。
- ※出産月が予定と異なる場合も、保育施設を利用できる期間は変わりません。
 - ※出産予定月の翌々月末日で退園となります。

【兄弟姉妹がいる場合、又は申込み中に次のお子さんの出産予定がある場合】

- 申込みをするお子さんの兄弟姉妹の状況により、利用調整において基準点が変わる場合や、調整指数(加点又は減点)が適用される場合があります。詳細は、P25～27「利用調整における基準指数及び調整指数」をご参照ください。ご不明な点がございましたら、こども施設入園課までお問い合わせください。
- ・入園を希望する認可保育施設(小規模保育とその連携施設を含む)を兄弟姉妹が利用している場合や、双子以上の申込み、未就学児が3人以上いる世帯では加点があります。
 - ・兄弟姉妹(未就学児、生後57日以降)がどこの保育施設にも在籍せず、保育施設の申込みをしない場合には減点があります。
 - ・次のお子さんの産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職しない申し出があった場合は、基準点は就労内定と同じ扱いとなり(就労点から2点を控除)、復職予定の調整指数を加点しません。

【その他の注意事項】

- 入園希望の保育施設で募集がなければ入園することはできません。募集がある場合でも、募集人数より希望者数が多い場合は、先着順ではなく基準指数と調整指数の合計指数により決定します。なお、保育施設の利用状況により、定員に達していなくても受け入れをしない場合があります。
- 提出書類の不足や記入漏れなど申込み書類に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合や、利用調整において不利になる場合があります。必要書類をご確認のうえ、日数に余裕をもってお申込みください。
- 申込みの内容と事実が異なる場合、入園の内定・決定を取り消すことがあります。
- 電話、訪問により申込み内容、ご家庭の状況等の調査をする場合があります。
- 申込みをするお子さんの兄弟姉妹の利用者負担額の未納がある場合は、利用調整において不利になります(P27 参照)。必ずご相談ください。
- 集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由では申込みできません。
- 幼稚園に在園しているお子さんは、認可保育施設に入園することはできません。
(入園の申込みはできます。入園が決まった場合は、幼稚園を退園することになります。)
- ボランティア活動を理由とする保育施設の入園は認めていません。

7. 市川市民の方が市川市外の認可保育施設を申込み場合

市外に転出予定がある、希望する認可保育施設が自宅や勤務先に近い等の理由により市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合も、住民票がある市川市に、以下の手順により利用申込みをしてください。

市川市で申込み受付をした書類は、希望する保育施設がある市区町村の保育施設入園担当課へ送付し、保育施設のある市区町村で利用調整を行うことになります。

1. 希望する保育施設のある市区町村の保育施設入園担当課に、市外からの申込みについて確認する。

【確認の際に説明する事項】

- ① 現在の住民票が市川市にあること
- ② その市区町村の保育施設を希望する理由
(転出予定、自宅や勤務先に近い、保護者がその市区町村で就労している、里帰り出産等)
- ③ お子さんの生年月日、健康状態、保育の状況等
- ④ 保護者の就労等の状況、世帯の状況等

【確認する事項】

- ① 入園希望月の申込み締切日
- ② 申込みに必要な書類
- ③ 市区町村外からの申込み制限
- ④ 希望する保育施設の空き状況
- ⑤ 申込みする際の注意点

※市区町村によっては、市区町村以外からの申込みに制限があり、申込みができない場合があります。また、申込み締切日や必要書類、申込み制限、利用調整基準等が市区町村により異なり、提出書類の不足により利用調整の対象にならない場合や不利になる場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

2. 希望市区町村の締切日の7日前までに、申込みに必要な書類を揃えて市川市に提出する。

※締切日の7日前を過ぎた場合、希望市区町村への提出が間に合わないことがありますのでご了承ください。

【転出予定の場合の提出書類】

転出先の市区町村に確認した必要書類(その市区町村指定の用紙)一式

【転出予定以外の場合の提出書類】

- ① **教育・保育給付認定申請書** (市川市指定の用紙、P11 参照)
※すでに支給認定証の交付を受けている場合は不要
- ② **保育所等利用申込書** (市川市指定の用紙、P11 参照)
- ③ **保育の必要性を確認する書類** (市川市が指定する書類、P11 参照)
- ④ **住民税課税(非課税)証明書** (コピー可、P13 参照)
※市区町村により必要な証明書の年度が異なりますので、事前にご確認ください。
- ⑤ **その他状況に応じて提出していただく書類** (該当する場合のみ、P12～14 参照)
- ⑥ **希望する保育施設のある市区町村に確認した必要書類**(例:母子手帳の写し等)

3. (転出の場合)他市区町村への転入手続き・保育施設の正式な利用申込みの手続きをする。

市川市からの申込みは、利用調整を行う市区町村への仮申込みとなりますので、入園内定の可否にかかわらず、市川市から転出した場合は速やかに希望する保育施設のある市区町村への転入手続きを済ませ、改めて正式な利用申込みの手続きを行ってください。

期限までに手続きがない場合、内定は取り消しになります。また、申込み中の場合は利用調整の対象からはずれますので、ご注意ください。

8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込みの場合

市外にお住まいの方が、市川市に転入予定、自宅や勤務先から市川市内の認可保育施設が近い等の理由により市川市の認可保育施設の利用を希望する場合、**住民票のある市区町村で利用申込みをしてください。**利用希望月の締切日(P8 をご参照ください)までに、申込みをする市区町村から市川市に申込み書類が届いていないと利用調整の対象になりませんので、以下の手順により早めに手続きをお願いします。

なお、利用調整に関しては、転入予定の場合(「転入に関する誓約書」が提出されている場合)を除き、市川市民の申込みが優先となりますのでご了承ください。

※市区町村によっては、この制度(管外協議・広域入所)を行っていない場合がありますので、あらかじめ現在住民票のある市区町村へお問い合わせください。

1. 市川市の利用希望月の締切日の7日前までに、必要書類を住民票のある市区町村に提出する。

【転入予定の場合の提出書類】

- ① 教育・保育給付認定申請書(市川市指定の用紙、P11 参照)
- ② 保育所等利用申込書(市川市指定の用紙、P11 参照)
- ③ 保育の必要性を確認する書類(市川市が指定する書類、P11 参照)
- ④ 母子手帳のコピー(最新の健康診査のページ)(P12 参照)
- ⑤ 住民税課税(非課税)証明書(コピー可、P13 参照)
※令和3年8月までの利用申込みの場合は令和2年度、9月以降の場合は令和3年度
- ⑥ その他状況に応じて提出していただく書類(該当する場合のみ、P12~14 参照)
- ⑦ 転入に関する誓約書(市川市指定の用紙)

※住民票のある市区町村によっては、市川市指定の用紙では申込みができない場合があります。その場合は、その市区町村が指定する用紙で申込みをしてください。

【転入予定以外の場合の提出書類】

- ① 住民票のある市区町村の申込み書類(その市区町村指定の用紙)一式
- ② 支給認定証(住民票のある市区町村が発行したもの)
- ③ 住民税課税(非課税)証明書(コピー可、P13 参照)
※令和3年8月までの利用申込みの場合は令和2年度、9月以降の場合は令和3年度

※提出書類に、市川市での利用調整に必要な情報が不足している場合、市川市の利用申込みに必要な書類の提出を求められることがあります。

※市川市から転出予定の方が、現在通園している市川市の認可保育施設に転出後も継続して通園する場合は、転入手続き後速やかに、転入した市区町村で申込み(その市区町村の申込み書類一式を提出)してください。

2. (転入の場合)市川市への転入手続き・保育施設の正式な利用申込みの手続きをする。

市川市外からの申込みは、住民票のある市区町村からの仮申込みとなりますので、入園内定の可否にかかわらず、**利用希望月の前月末日まで(利用希望月の前々月までに転入した場合は、転入月の月末まで)に市川市の市民課又は出先機関の窓口で転入手続きを済ませたうえで、こども施設入園課又は子育てナビ行徳で、改めて利用申込み手続きを行ってください。**

※住民票のある市区町村での利用申込み時に市川市の定める必要書類を提出した場合は、転入手続き後に①教育・保育給付認定申請書(1枚目)と②保育所等利用申込書(1枚目)のみご提出ください。

期限までに手続きがない場合、内定の場合は取り消しになります。また、申込み中の場合は利用調整の対象からはずれますので、ご注意ください。

9. 教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合

利用申込み後に、「支給認定証」により認定された「保育の必要な事由」又は「保育の必要量」に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」と、変更の内容を確認するための書類(下表参照)を提出してください。変更申請の内容を確認し、保育の必要な事由又は保育の必要量を変更した「支給認定証」を発行します。

※翌月からの変更になりますので、変更の届出は変更が生じる月の前月末日までに提出してください。

※変更の内容を確認するための書類が間に合わない場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」を先に提出してください。

また、氏名、住所、妊娠・出産、世帯状況、お子さんの保育状況、お子さんの健康状況等に変更があった場合も、利用調整の基準指数、調整指数等が変更になることがありますので、速やかにこども施設入園課に必要書類をご提出ください。内定後又は入園後に、申込み時と状況が異なることが判明した場合、内定取り消し又は退園となることがあります。

変更点		提出書類
就労状況	求職活動中の方が就労を開始するとき	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※保育の必要な事由が「求職活動」から「就労」に変更になります。また、就労時間により、保育必要量を「短時間」から「標準時間」に変更する必要があります。 ② 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙) ③ 就労証明書(市指定の用紙) ※証明日が就労開始後のもの
	育児休業が終了して復職するとき	復職証明書(市指定の用紙) ※証明日が復職後のもの
	利用申込み中に育児休業を延長し、利用申込みを継続する場合	保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)
	就労中の方が退職するとき	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※保育の必要な事由が「就労」から「求職活動」に変更になります。また、保育必要量は「短時間」になります。 ② 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙) ※認可保育施設利用中の場合、退職から2ヶ月以内に就労開始する必要があります。
	就労中の方が転職するとき、就労時間・就労場所が変更になるとき	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※就労時間・就労場所の変更により保育必要量(短時間/標準時間)に変更が生じる場合のみ必要となります。 ② 就労証明書(市指定の用紙) ※自営業に変更になる場合、開業届のコピーも必要です。 ③ 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)
疾病の状況、介護・看護の状況	診断書により治癒が見込まれる場合、病状が回復した場合 ① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ② 保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)又は保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)	
就学の状況	就学期間終了後に別の保育の必要性がある場合 ① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ② 保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)又は保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙)	
住所、氏名、代表保護者の変更	教育・保育給付認定申請事項変更届(市指定の用紙) ※市外に転出する場合、転出した月の末日で利用申込みの取り下げとなります(P23をご参照ください)。	

次のお子さんの妊娠及び出産	妊娠がわかったとき	① 出産にあたっての就労状況申告書(市指定の用紙) ② 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ) ※出産予定日の4ヶ月前までにご提出ください。
	出産後、育児休業を取得する場合	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※出産後2ヶ月以内にご提出ください。保育の必要な事由が「育児休業」、保育必要量は「短時間」になります。 ② 育児休業証明書(市指定の用紙)
	育児休業から復職する場合	① 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙) ※復職の前月末までにご提出ください。 ② 復職証明書(市指定の用紙)復職後速やかにご提出ください。
	出産後、育児休業を取得せずに復職(就労開始)する場合	復職証明書(市指定の用紙、復職の場合) 就労証明書(市指定の用紙、就労開始の場合) ※出産後57日目まで復職する必要があります。
	出産に伴い退職する場合	出産予定月の前後2ヶ月間は出産要件で利用申込みを継続できますが、その後も引き続き利用申込みを継続する場合は、求職活動での申込みとなります。提出書類については、「就労状況の変更」欄をご参照ください。
世帯状況	婚姻する場合 (事実婚を含む)	① 世帯状況申立書(市指定の用紙) ② 婚姻相手の保育の必要性を確認する書類(市指定の用紙) ③ 婚姻相手の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ④ 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙、支給認定証に変更が生じる場合のみ)
	離婚する場合	① 世帯状況申立書(市指定の用紙) ② 離婚後の戸籍全部事項証明(離婚成立日と親権者が記載されているもの、コピー可) ③ 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙、支給認定証に変更が生じる場合のみ)
	離婚を前提として別居する場合	① 世帯状況申立書(市指定の用紙) ② 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ③ 教育・保育給付認定変更申請書(市指定の用紙、支給認定証に変更が生じる場合のみ)
	家族構成が変更となる場合(祖父母と同居、世帯員の単身赴任等)	変更内容により提出書類が異なりますので、こども施設入園課にお問い合わせください。
お子さんの保育状況	認可外保育施設の利用を開始した場合	① 保育所等利用申込書等記載事項変更届(市指定の用紙) ② 認可外保育施設等利用証明書(市指定の用紙) 又は通園証明書(市指定の用紙) ※対象となる施設についてはP13をご参照ください。
家庭状況の変更により、入園・転園申込みの必要がなくなった場合 (退職、育児休業の延長、病状回復、就学期間終了、市外への転出等)		① 保育所等利用・変更申込取下届 ② 教育・保育給付認定申請取消届 ※転園申込みの場合は不要
その他状況が変わるとき		こども施設入園課にお問い合わせください。

※市指定の用紙については、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードできます。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/sys01/sinseidl-hoikuen.html>



10. 認可保育施設の利用調整

申込み期間内に提出された書類により、希望する認可保育施設について利用調整を行います。

※募集人数より希望者数が多い場合は、基準指数と調整指数(P25～26 をご参照ください)の合計指数により利用調整を行います(先着順ではありません)。

※合計指数が同じ希望者数が複数の場合、優先順位(P27 をご参照ください)をもとに利用調整を行います。

※保育施設の状況により、定員に達していなくても受け入れをしない場合があります。

【利用調整の結果通知】

●利用調整の結果を郵送にて通知します。通知の発送予定日については、P8 をご参照ください。

利用調整の進捗状況により結果通知の発送が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

●利用申込みをした最初の月は結果の通知を必ず送付します。それ以降は、入園内定した場合のみ内定の通知を送付します。なお、結果発送予定日から5日程度経っても内定通知が届かない場合は入園が保留となっておりますので、ご了承ください。

※4月利用調整に関しては、申込みをしている方全員に結果を送付します。

●電話及び窓口での利用調整結果のお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

【内定の場合】

●入園内定後、保育施設で面接を行います(日時は、内定通知に記載されます)。

※入園日前日までに面接を受けられない場合、内定が取り消しになることがあります。

※面接等により集団保育が難しいと判断された場合、利用承諾できないことがあります。

●入園までの間に申込み時と状況が変わる場合は事前にご連絡ください。

派遣社員の方について、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等に変更がある場合はご連絡ください。

●入園(内定)を辞退する場合、速やかにこども施設入園課へ連絡するとともに下記書類をご提出ください。

入園内定から利用承諾通知前	市川市保育所等内定辞退・利用申込取下届 市川市教育・保育給付認定取消届
利用承諾通知後	市川市保育所等利用辞退届 市川市教育・保育給付認定取消届

※入園(内定)を辞退すると、利用申込みは取下げとなります。翌月以降の再申込みはできますが、利用調整において不利になります(P26～27 をご参照ください)。

●内定後に、申込時と状況が異なることが判明した場合(労働契約上の日数・時間が短くなる場合など)、内定を取り消すことがあります。この場合、翌月以降の利用調整において内定辞退と同様に取り扱います。

●転園の場合については、P31 をご参照ください。

【保留の場合】

●入園が保留となった場合、同年度中は継続して毎月利用調整をしておりますので、申込書を毎月提出していただく必要はありません。ただし、家庭状況に変更が生じた場合、提出していただく書類があります。P22～23 をご参照のうえ、必要な書類を必ずこども施設入園課にご提出ください。

●毎年10月頃、翌年度も利用申込みを継続する意思や家庭状況等を確認するために、継続確認書類(申込書・就労証明書等)をこども施設入園課より送付しますので、指定期日までに書類を揃えてご提出ください。提出がない場合は取下げとなり、翌年度の利用調整の対象からはずれます。

【利用調整における基準指数及び調整指数】

《保育の利用基準表》

※父母それぞれの指数の合計
 ※要件を合算する場合は上限を20点とします。(※1)

号	保護者の状況等		基準指数	
1	就労 (※2)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態	20	
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	19	
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	18	
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	17	
		月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態	15	
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態	17	
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	16	
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	15	
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	14	
		上記以外で月64時間以上の就労が常態	14	
	内職	※3		
2	就労内定または 就学内定	認可保育施設への入園の後2ヶ月以内の就労または就学が内定している。 (就労内定証明書または就学内定証明書が提出されている場合に限る)	※4	
3	就労予定(求職中) または就学予定	認可保育施設への入園の後2ヶ月以内の就労または就学を予定している。	10	
4	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	18	
5	疾病	1ヶ月以上の入院または入院予定	20	
		居宅内 療養	常時病臥	20
			精神性	18
			一般療養	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合 医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合
6	障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2、精神障害者保健福祉手帳3級程度以上である場合	20	
		身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合	18	
		身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合	14	
7	介護・看護等	病院・施設等の付添い(常時付添い)		※5
		在宅介護	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護	20
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)	18
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)	14
8	災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたっている場合	20	
9	学校・職業訓練施設等に 通学又は通所している場合 (※6)	1ヶ月に通学又は通所している日数が20日以上の場合	16	
		1ヶ月に通学又は通所している日数が18日以上の場合	15	
		1ヶ月に通学又は通所している日数が16日以上の場合	14	
		上記以外の場合	12	
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中	20	
11	上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合	1～6号を準用	

※1 要件が2つ以上に該当する場合は、該当する号に定める指数からそれぞれ10点を控除して得た指数を合計した指数に10点を加えた指数(当該指数が20点を超える場合には、20点)により算定する。
 ただし、2号から4号までのいずれかに該当する場合にあつては、2号から4号までを除き、該当する号に定める指数からそれぞれ10点を控除して得た指数を合計した指数に10点を加えた指数(当該指数が20点を超える場合には、20点)と、2号から4号までのいずれかに該当する指数のいずれか高い指数により算定する。

※2 認可保育施設への利用申込みにおいて、保護者が申込み児童以外の乳幼児の産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職しない申し出があつた場合の指数は、-2点を用い調整する。

※3 内職の場合の基準指数は、第1号の就労を準用し、-2点を用い調整する。

※4 就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、-2点を用い調整する。

就学内定の場合の基準指数は、通学(通所)の内定証明書に記載されている通学(通所)日数・通学(通所)時間により就学中の場合と同様に算定し、-2点を用い調整する。

※5 介護・看護等の病院・施設等への常時付添いの基準指数は、第1号の就労の基準点を準用する。

※6 学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が64時間以上とする。

《保育の利用基準調整表》

家庭の状況等		指数	転園 ※5
世帯	1 ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合	+5	
	2 保護者の1人が単身赴任、入院等により1年以上長期不在(予定も含む)の場合(住民票、会社の証明、診断書等による確認ができる場合に限る)	+1	
	3 生活保護世帯である場合	+2	
	4 同居している65歳未満の祖父母が保育することができないことの確認ができない場合	-3	○
	5 市外在住者(保護者のいずれかが市内在勤) ※転入予定であることが確認できる場合を除く	-4	
	6 市外在住者(市外在勤) ※転入予定であることが確認できる場合を除く	-6	
保護者	7 産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する場合	+2	
	8 市内の認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合	+10	
	9 市内の認可認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として就労が内定している場合	+10	
	10 市外の認可保育施設、又は市内外の認可外保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合	+1	
	11 育児休業取得により一度退園し、育児休業明けの復職に伴い再度認可保育施設への利用を申込み場合(育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点)	+5	
	12 勤務先の破産、整理解雇その他の自己の責めに帰すべき事由によらない離職により求職活動中である場合(入所等を開始する月が、離職日の属する月の翌月から4ヶ月以内にある場合に限る) ※1	+2	
児童	13 申込み児童を認可外保育施設等に有償で預けているのを常態としている ※2	+3	
	14 市外から転入(転入予定)した児童が転入前の市区町村において認可保育施設を利用している場合	+3	
	15 5歳児クラスを持たない市内の認可保育施設を継続して3ヶ月以上利用している、又は市内の家庭的保育事業等を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育施設への利用を申込み場合(4月入園の利用調整時のみ) ※3	+5	
	16 認可外保育施設等における保育を有償で受けることを常態としている児童について、当該認可外保育施設等が廃止されることにより、当該保育を受けることができなくなることに伴い利用申込みを行う場合(当該認可外保育施設等が廃止される月の翌月入園の利用調整時のみ)	+5	
	17 いちかわ保育ルーム事業による保育を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育施設への利用を申込み場合(4月入園の利用調整時のみ) ※3	+1	
	18 申込み児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する場合	+1	
兄弟	19 入園を希望する認可保育施設を兄弟姉妹(4月からの入園希望の場合は、卒園予定の児童を除く)が利用している場合	+3	
	20 小規模保育事業による保育の利用を希望する場合、その連携施設となっている認可保育施設における保育又は連携施設となっている幼稚園における預かり保育を兄弟姉妹が利用している場合 ※4月入園を希望する場合は、兄弟姉妹が卒園予定の場合を除く	+3	
	21 認可保育施設における保育の利用を希望する場合、それが連携施設となっている小規模保育事業による保育を兄弟姉妹が利用している場合 ※4月入園を希望する場合は、兄弟姉妹が卒園予定であり、連携施設となっている認可保育施設への入園の内定を受けていない場合を除く	+3	
	22 利用申込みに係る児童の兄弟姉妹が利用している認可保育施設への変更(転園)を希望する場合	+2	○
	23 未就学児が3人以上いる場合(申込み児童を含む)	+1	
	24 双子以上の子どもの申込みの場合	+1	
その他	25 申込み児童以外の未就学児がいるが、その児童の認可保育施設の利用申込みをしない場合 ※4	-3	
	26 希望した認可保育施設に入園内定をしたが、自己都合により内定又は入園を辞退し、その後12ヶ月以内に再申込みをする場合	-5	
	27 利用申込みににおいて希望した認可保育施設に入園した後に、当該申込みににおいて希望した他の認可保育施設への変更(転園)を希望する場合 ※兄弟姉妹が利用している認可保育施設への変更を除く	-5	○
	28 保育料の未納があり、保護者が保育料の納付に関する相談に応じず、又は保育料の納付誓約を履行しない場合	-5	○
	29 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~10	○

※1 ハローワークからの受給資格証の提出が必須となります。

※2 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、事業所内保育施設、居宅訪問型保育(いずれも都道府県知事に届出している施設又は会社の就業規則等に定めがある施設に限る)です。月64時間以上の就労もしくは就学のため、又は妊娠出産(産前産後休暇は含まない)のために、月極契約(月64時間以上)をしている場合に限ります。求職活動・就労就学内定・産前産後休暇・育児休業中の場合は、適用となりません。7号と13号が該当する場合は調整を行い、いずれか一つを適用します。また、16号が適用される場合、13号との併用はできません。

※3 4月入所申込み受付期間の締切日時時点で3ヶ月以上継続して入所又は利用していることが条件となります。

※4 預かり保育を実施している幼稚園(預かり保育利用中及び利用予定の場合)及びその他福祉施設に通所している場合は除きます。

※5 保育所等変更(転園)申請については、「転園」欄に○がついた指数のみ適用します。

《優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)》

順位	保護者の状況等
1	両親が不存在である場合又は死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁若しくは離婚調停中の別居により両親の一方が不存在である場合
2	過去の利用申込みにおいて希望した認可保育施設に入園内定した後に当該内定を辞退したことがない場合
3	期日までに児童が家庭において保育を受けることが困難な事由を証する書類が全て提出されている世帯
4	保護者が市内居住者である場合又は市内に転居予定である場合
5	保育の利用基準調整表による調整前の指数が高い場合
6	入園を希望する認可保育施設を兄弟姉妹(4月から入園を希望する場合は、卒園予定の児童を除く。)が利用している場合
7	利用申込みに係る当該児童の兄弟姉妹が障害を有する場合(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合に限る。)
8	利用申込みに係る当該児童の18歳未満の兄弟姉妹の数が多い場合
9	保育料の未納がない場合
10	利用を希望する認可保育施設の希望順位の高い世帯
11	保育料算定年度の市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い場合

(注) 新規入園の利用申込み者と、認可保育所等変更(転園)の申込み者の基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規入園の利用申込み者を優先するものとする。

11. 認可保育施設入園時の注意事項

- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。その翌月以降に入園する場合は、毎月1日が入園日となります。
- 入園当初は、お子さんが保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。
 - ※慣らし保育期間は、10日～2週間くらいが目安ですが、保育施設の状況やお子さんの状況により異なりますので、復職時期などについて就労先とご相談ください。
 - ※他の認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等から転園する場合も必ず慣らし保育が必要ですので、就労中の方は慣らし保育期間中の就労について事前に就労先とご相談ください。
- 申込み時の状況により、入園後の注意事項が異なります。提出書類については期限内にご提出ください。
 - ※申込み時と状況が異なることが判明した場合、退園となる場合があります。

申込み時の状況		注意事項
1	就労中	就労状況に変更がなければ、入園時に提出する書類はありません。就労状況に変更が生じた場合は「就労証明書」等をご提出ください。派遣社員の方について、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等に変更がある場合はご連絡ください。
2	復職予定	入園月の翌月10日までに復職(同じ職場に労働契約上同じ労働条件で復帰すること)し、「復職証明書」をご提出ください。 <u>入園月の翌月10日が土日祝日の場合でも、10日までの復職が必須です。</u> <u>労働契約上の日数・時間が短くなる場合は退園となる場合があります。</u> 派遣社員の方について、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等に変更がある場合はご連絡ください。
3	疾病	病気が回復した場合は退園となります。回復後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。
4	介護・看護	介護・看護の必要性がなくなった場合は退園となります。介護・看護終了後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。
5	求職・就労(就学)内定	2ヶ月以内に就労(就学)を開始することが必要です。 ・求職中で入園した場合 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。2ヶ月以内に就労が開始できない場合は退園となります。 ・就労(就学)内定で入園した場合 申込み時と同じ条件(就労日数・時間)で就労(就学)を開始し、就労(就学)開始後に「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書(在学証明書及び時間割表)」をご提出ください。申込み時の状況と就労開始後の条件が異なる場合、退園となる場合があります。
6	就学	就学期間終了後は退園となります。就学期間終了後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。
7	出産	認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月(最長5ヶ月間)以内です。出産予定月の後2ヶ月で退園となります。

12. 認可保育施設利用中の注意事項

【教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合】

保育施設利用中に、氏名、住所、就労状況、妊娠・出産、世帯状況、お子さんの健康状況などに変更があった場合、P22～23に記載する必要書類を速やかにこども施設入園課にご提出ください。

※家庭状況の変更により保育の必要な事由(P4 をご参照ください)のいずれにも該当しなくなった場合や、必要書類の提出がない場合は、退園となります。

- 退職した場合、「保育の必要な事由」が「求職活動」に変更となります。また、「保育の必要量」は短時間になります。離職した翌日から2ヶ月間が求職期間となり、2ヶ月以内に就労開始できない場合は退園となります。また、就労先の変更の有無にかかわらず、就労時間や通勤時間等の変更により保育の必要量を変更する必要がある場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」により「保育の必要量」の変更手続きをしてください(P22 をご参照ください)。
- 育児休業を取得する場合、在園しているお子さんは育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末まで在園できます。この場合、「保育の必要な事由」を「育児休業」に変更する必要があるため「教育・保育給付認定変更申請書」により「保育の必要量」の変更手続きをしてください(P23 をご参照ください)。なお、「保育の必要量」は短時間になります。
- 出産により退職する場合、出産予定月の前後2ヶ月間は妊娠・出産要件での在園になりますが、引き続き在園を希望する場合は、その後2ヶ月の間に就労を開始し、「就労証明書」をご提出ください。

【欠席する場合】

保育施設を利用しているお子さんの病気等で2週間以上欠席をする場合は、「市川市保育所欠席届」の提出が必要です。

欠席期間は、**最長で2ヶ月間**(欠席した翌日から2ヶ月間)です。

※2ヶ月以上連絡がなく通園がなかった場合は、退園となります。

欠席期間中の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)については、P34 をご参照ください。

【休日保育】

お仕事の都合などにより、日曜日や祝日にご家庭でお子さんの保育ができないとき、認可保育園でお子さんをお預かりします。

利用できる方	平日認可保育施設に通っているお子さんで、日曜・祝日においても、保護者の就労等により家庭での保育が困難なお子さん。
利用できる日	日曜日及び祝日 年末年始(12月29日～1月3日)の利用については施設へお問い合わせください。
利用料金	無料です。 別途実費については施設へお問い合わせください。
利用できる施設	市川キッズステーション 市川南1-10-1 ザ タワーズ ウェスト3階 TEL 047-322-8733
利用申込み	直接施設へお申込みください。(事前の登録・予約等が必要になります)

【延長保育】

延長保育制度は、保護者のニーズに合わせ、認可保育施設が通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりする制度です。

【延長保育時間の例（公立保育園・平日の場合）】

	7:15	7:30	9:00		17:00	18:30	19:15
●保育短時間の場合	延長保育なし		保育短時間（8時間）			延長保育なし	
●標準時間の場合	延長保育	保育標準時間（11時間）				延長保育	

※公立保育園の土曜日の保育短時間は9:00～12:00です。

※私立の保育施設の場合、保育短時間（8時間）の時間帯及び延長保育の時間帯は保育施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

利用できる方	2号又は3号で、保育標準時間の認定を受けて認可保育施設を利用するお子さん。 ※保育短時間認定(8時間)を受けている場合は、それを超えて延長保育を利用することはできません。8時間を超える利用が必要な場合は、原則として「市川市教育・保育給付認定変更申請書」等の書類を提出していただき、保育短時間から保育標準時間に変更する必要があります。
利用できる時間	保育施設を利用する目的のために必要な最も長い利用時間 例:通勤時間(1時間)+就労時間(8時間)+通勤時間(1時間)=10時間 ※原則として、各園が定める延長保育利用申請書類に就労先が記入し証明した時間を限度とします。保育標準時間の認定を受けていても、11時間まで自由に利用できるわけではありません。
利用料金	延長保育料は、各園の最大開所時間の範囲までは現在のところ無料です。これを超えて利用する場合は、各園の規定により料金がかかる場合があります。 延長保育を夜遅くまで利用する場合などで、お子さんに補食(夜の食事等)の提供を求める場合には、各保育施設と相談の上、実費をお支払いいただきます。なお、補食の提供が可能か、料金については各保育施設にお問い合わせください。
利用申込み	各施設で申込みとなります。延長保育をご利用される場合は、利用開始前に各施設にお問い合わせください。

【翌年度の継続利用手続き】

認可保育施設を利用しているお子さんの保育が翌年度も必要な場合は、保育施設継続利用の手続きが必要となります。手続きにつきましては、12月頃に保育施設を通してお知らせいたします。

期間内に手続きをされない場合には、**継続通園の意思及び要件が確認できないため、年度末(3月末日)で通園期間が終了し退園**となりますのでご注意ください。

【市内の認可保育施設への転園申込み】

<転園の申込み>

- 転居など特別な事情で転園を申込み際には、「**市川市保育所等変更申込書**」及び P11～14 の③～⑤の必要書類を、転園希望月の申込み期間中に提出してください。
- 申込みにあたっては、新規利用申込みと同様、希望保育施設を見学してください(P18 をご参照ください)。
- 転園の申込みについても、新規の利用申込みの場合と同様に、P24 に記載する「利用調整の結果通知」、「内定の場合」、「保留の場合」が適用されます。
- 申込み時に希望していた他の保育施設への転園を申込み場合は、利用調整時に不利になります。
(例)入園申込み時に第1希望A保育園、第2希望B保育園を申込み、第2希望のB保育園に入園できたが、入園後に第1希望であったA保育園への転園を希望した場合。
※兄弟が在園する保育施設への転園申込みの場合を除きます。
- 転園申込み者と新規申込み者の指数(基準指数と調整指数の合計)が同一となった場合、新規申込者を優先します(P27 をご参照ください)。

<転園内定後の注意事項>

- 転園が内定した場合、現在通園されている保育施設に継続して通うことはできなくなりますので、転園申込みの必要がなくなったときは速やかに「**保育所等利用・変更申込取下届**」をご提出ください。
- 内定した保育施設で入園前に面接、入園当初に「慣らし保育」があります。

【退園】

退職等により保育の必要な事由がなくなった場合や、市外への転出等により退園することが決まりましたら、「**市川市保育所退所届**」、「**市川市教育・保育給付認定取消届**」を速やかにご提出ください。

※退園月の末日までに提出されない場合は、翌月の利用者負担額も負担していただきますので、ご注意ください。

※一度「市川市保育所退所届」を提出すると、取り消すことはできません。

※市外転出の場合でも、転出する月の末日までは通園することができます。

<市外転出後も市川市の認可保育施設の継続利用を希望する場合>

市外への転出後も、転出前に通園していた市川市の認可保育施設に継続して通園することを希望する場合は、「**市川市保育所退所届**」にその旨を記載してください。

また、転出先の市区町村に転入手続き後、その市区町村で継続利用の申込み手続きをする必要があります(P21 をご参照ください)。

※継続利用できるのは年度内に限ります。翌年度以降も継続利用を希望される場合は、改めて利用申込みが必要です(新規申込みとして利用調整を行います)。

ただし、市川市に父母のどちらかが在勤の場合、又は市川市に隣接する市区町村に在住する場合は、年度毎に継続利用の手続きを行うことにより、翌年度以降も継続して利用することができます。

13. 認可保育施設の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)

令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児クラスの利用者負担額(保育料)が無料となり、給食費(副食費)のみを負担していただくことになりました。

【0歳児～2歳児クラスの利用者負担額(保育料)】

1. 利用者負担額の決定

利用者負担額(月額)は、世帯(父母)の市区町村民税所得割額の合計額により該当する階層区分と、教育保育給付認定された保育の必要量(標準時間/短時間)により決定します。具体的な金額については P35～36 の表をご参照ください。

※認可保育園(公立・私立)・認定こども園・地域型保育(家庭的保育・小規模保育)のいずれも同じです。

※父母の収入がいずれも100万円未満の場合、同居している祖父母等の市区町村民税所得割額により決定します。この場合、祖父母等の市区町村民税所得割額を確認するため、課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

※私立保育施設では、別途園服等の諸費用や延長料がかかることがあります。

(1) 市区町村民税所得割課税額

4月～8月の保育施設利用 ⇒前年度の市区町村民税によります

9月～3月の保育施設利用 ⇒当該年度の市区町村民税によります

※年少扶養控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税控除等は適用されません。

※市民税が未申告の場合、利用者負担額が最も高額となる階層区分(C24)になります。

※課税年度の1月1日に市川市に住民票がない場合は、市区町村民税課税証明書(その年の1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます)を提出する必要があります。提出がない場合、利用者負担額が最も高額となる階層区分(C24)になります。ただし、現在市川市に住民票がある場合は、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについての同意があれば、課税証明書の提出は不要となります。

※市区町村民税の修正や、世帯状況の変更(婚姻、離婚、祖父母との同居等)があった場合、修正又は変更について届け出があった月又は確認できた月の翌月から利用者負担額を変更します。

(2) 多子世帯への支援制度

① 認可保育施設に在園する第2子

2人以上のお子さんが認可保育施設・幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)・簡易保育園・知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部又は児童デイサービスを利用している場合、認可保育施設に在籍する第2子の利用者負担額はおおよそ半額となります(P35～36の表をご参照ください)。 ※企業主導型保育施設は対象外です。

② 認可保育施設に在園する第3子(国)

3人以上のお子さんが上記①下線部に記載する施設を利用している場合、認可保育施設に在籍する第3子以降の利用者負担額は無料となります(P35～36の表をご参照ください)。

③ 認可保育施設に在園する第3子(市川市)

市川市内に住み、同一世帯で養育されている18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯であって、市区町村民税所得割額が550,000円未満かつ利用者負担額の滞納がない世帯の第3子以降の利用者負担額は、納付すべき利用者負担額(P35～36の表の金額)から33,300円を控除した額となります。

※納付すべき利用者負担額が控除額を超えない場合には利用者負担額は無料となり、控除額を超えた場合には超えた分を利用者負担額として納付いただきます。

④ 年収約360万円未満相当の多子世帯

年収約360万円未満相当(市区町村民税所得割額が57,700円未満(C1階層～C5階層の一部))の多子世帯の利用者負担額は、保護者と生計を一にする18歳未満のお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて2番目のお子さんは半額(P35～36の表の第1子の金額の半額)、3番目以降のお子さんは無料となります。

(3)ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)・在宅障がい児(者)世帯への支援制度

① 年収約360万円未満相当のひとり親世帯・在宅障がい児(者)世帯

年収約360万円未満相当(市区町村民税所得割額が77,101円未満(C1階層～C7階層の一部))のひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯の利用者負担額は、保護者と生計を一にする18歳未満のお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて1番目のお子さんは下の表の金額、2番目以降のお子さんは無料となります。

階層区分	市町村民税所得割課税額	標準時間	短時間
C1	～ 16,200円 未満	3,790円	3,680円
C2	16,200円 ～ 32,400円 未満	4,280円	4,180円
C3	32,400円 ～ 48,600円 未満	4,760円	4,670円
C4	48,600円 ～ 54,600円 未満	5,100円	4,980円
C5	54,600円 ～ 60,600円 未満	5,850円	5,740円
C6	60,600円 ～ 72,700円 未満	6,750円	6,620円
C7の一部	72,700円 ～ 77,101円 未満	7,500円	7,350円

※「在宅障がい児(者)世帯」とは、お子さん又はその同居親族に障がいがあり、障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のコピーを提出した世帯をいいます。

※「生計を一にする」とは必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合でも常に生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合もこれに含まれます。

② 寡婦(夫)控除のみなし適用

令和3年8月までの保育料について、婚姻歴のないひとり親で、子どもを養育する世帯を対象に、寡婦(夫)控除のみなし特例が適用できる場合があります。適用条件、申請手続等についてはお問い合わせください。

(4)利用者負担額の納付が困難になった場合の減免制度

納付義務者の失業や疾病により利用者負担額の納付が困難になった場合は、過去3ヶ月の平均実収月額と生活保護法に基づく基準生活費の比較により減免制度が適用されることがあります。適用条件、申請手続等についてはお問い合わせください。

2. 利用者負担額の支払

保育施設	支払先・支払方法
公立保育園・私立保育園	市川市に口座振替により支払う
認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育・事業所内保育	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う

公立保育園及び私立保育園の利用者負担額の納付は、口座振替でお願いします。口座振替の手続きは、入園月の「利用者負担額(保育料)納入通知書」に同封される「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、口座を開設されている金融機関にお申込みください。支払先、支払方法、支払に関する注意事項などの詳細については、「利用者負担額(保育料)納入通知書」に同封される「利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)について」をご参照ください。

※保育料は1ヶ月単位となっています。月途中の退園の場合でも1ヶ月分の保育料がかかります。

※欠席期間も保育料がかかります。

※納付期限を過ぎて保育料を納付した場合、延滞金が加算されます。また、滞納が続いた場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法令に基づき、差押等の滞納処分を行います。

※必要に応じて、保育施設に保育料の収納・滞納情報の提供を行います。

【3歳児～5歳児クラスの給食費(副食費)】

1. 給食費(副食費)の金額及び支払

保育施設	給食費の金額	支払先・支払方法
公立保育園	月額 4,500 円	市川市に口座振替により支払う
私立保育園・認定こども園	各保育施設が定める額	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う

※公立保育園に在園するお子さんが欠席する場合、期限までに「給食停止届」を提出し、月初から月末まで給食を停止する場合に限り、給食費(副食費)はかかりません。

※私立保育園、認定こども園のお子さんが欠席する場合の給食費(副食費)については、各施設にお問い合わせください。

2. 給食費(副食費)の減免

(1)免除対象

①年収約360万円未満相当の世帯(下のいずれかに該当する世帯)

- ・市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
- ・市区町村民税所得割額が57,700円以上77,101円未満のひとり親世帯又は在宅障がい児(者)世帯

②3人以上のお子さんが認可保育施設等を利用している世帯(P32(2)②)に該当するお子さん)

(2)減額対象

18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯の一部(P33(2)③)に該当するお子さん)

対象者には別途こども施設入園課よりご案内いたします。

【保育標準時間の利用者負担額(月額)】 ※0歳児～2歳児クラス

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分		第1子	第2子			第3子以降	国基準利用者負担額(参考)	
			第1子が0～2歳クラスの場合	第1子が3歳クラスの場合	第1子が4～5歳クラスの場合			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	0		0	
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0		9,000	
C	市区町村民税の所得割課税世帯	市区町村民税の所得割額						
		1	～ 16,200円 未満	7,800	3,900	3,900	3,900	19,500
		2	16,200円 ～ 32,400円 未満	8,800	4,400	4,400	4,400	
		3	32,400円 ～ 48,600円 未満	9,800	4,900	4,900	4,900	
		4	48,600円 ～ 54,600円 未満	17,000	8,500	8,500	8,500	
		5	54,600円 ～ 60,600円 未満	19,500	9,750	9,750	9,750	30,000
		6	60,600円 ～ 72,700円 未満	22,500	11,250	11,250	11,250	
		7	72,700円 ～ 84,800円 未満	25,000	12,500	12,500	12,500	
		8	84,800円 ～ 97,000円 未満	28,000	14,000	14,000	14,000	
		9	97,000円 ～ 121,000円 未満	33,000	16,500	16,500	16,500	44,500
		10	121,000円 ～ 145,000円 未満	38,000	19,000	19,000	19,000	
		11	145,000円 ～ 169,000円 未満	41,000	20,500	20,500	20,500	
		12	169,000円 ～ 185,000円 未満	47,000	23,500	23,500	23,500	
		13	185,000円 ～ 201,000円 未満	50,000	25,000	25,000	25,000	61,000
		14	201,000円 ～ 217,000円 未満	51,000	25,500	25,500	25,500	
		15	217,000円 ～ 233,000円 未満	52,000	26,000	26,000	26,000	
		16	233,000円 ～ 250,000円 未満	53,000	26,500	26,500	27,000	
		17	250,000円 ～ 267,000円 未満	54,000	27,000	27,000	28,000	
		18	267,000円 ～ 284,000円 未満	55,000	27,500	27,500	29,000	
		19	284,000円 ～ 301,000円 未満	56,000	28,000	28,000	30,000	
		20	301,000円 ～ 333,000円 未満	62,000	31,000	31,000	35,000	
		21	333,000円 ～ 365,000円 未満	63,000	31,500	31,500	35,000	80,000 (保育単価限度)
		22	365,000円 ～ 397,000円 未満	64,000	32,000	32,000	36,000	104,000 (保育単価限度)
		23	397,000円 ～ 550,000円 未満	68,000	34,000	34,000	40,000	
24	550,000円 以上	70,000	35,000	36,000	42,000			

※ この表中の「第1子」とは、保育施設に在園している児童のうち最も年齢の高い児童(同じ年齢の場合はそのうちの1人)、「第2子」とは、「第1子」の次に年齢の高い児童をいいます。在園中の児童が世帯に1人だけの場合は、その児童が「第1子」となります。

※ 多子世帯、ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯のうち一定の条件を満たす場合には、この表に記載された金額から減額される場合があります(P33をご参照ください)。

【保育短時間の利用者負担額(月額)】

※0歳児～2歳児クラス

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分		第1子	第2子			第3子以降	国基準利用者負担額(参考)	
			第1子が0～2歳クラスの場合	第1子が3歳クラスの場合	第1子が4～5歳クラスの場合			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	0		0	
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0		9,000	
C	市区町村民税の所得割課税世帯	市区町村民税の所得割額						
		1	～ 16,200円 未満	7,500	3,750	3,750	3,750	19,300
		2	16,200円 ～ 32,400円 未満	8,500	4,250	4,250	4,250	
		3	32,400円 ～ 48,600円 未満	9,500	4,750	4,750	4,750	
		4	48,600円 ～ 54,600円 未満	16,400	8,200	8,200	8,200	29,600
		5	54,600円 ～ 60,600円 未満	18,900	9,450	9,450	9,450	
		6	60,600円 ～ 72,700円 未満	21,800	10,900	10,900	10,900	
		7	72,700円 ～ 84,800円 未満	24,200	12,100	12,100	12,100	43,900
		8	84,800円 ～ 97,000円 未満	27,100	13,550	13,550	13,550	
		9	97,000円 ～ 121,000円 未満	32,000	16,000	16,000	16,000	
		10	121,000円 ～ 145,000円 未満	36,800	18,400	18,400	18,400	無料
		11	145,000円 ～ 169,000円 未満	39,700	19,850	19,850	19,850	
		12	169,000円 ～ 185,000円 未満	46,000	23,000	23,000	23,000	
		13	185,000円 ～ 201,000円 未満	49,000	24,500	24,500	24,500	
		14	201,000円 ～ 217,000円 未満	49,900	24,950	24,950	24,950	
		15	217,000円 ～ 233,000円 未満	50,900	25,450	25,450	25,500	
		16	233,000円 ～ 250,000円 未満	51,900	25,950	25,950	26,500	
		17	250,000円 ～ 267,000円 未満	52,900	26,450	26,450	27,500	
		18	267,000円 ～ 284,000円 未満	53,900	26,950	26,950	28,500	
		19	284,000円 ～ 301,000円 未満	54,800	27,400	27,400	29,400	
		20	301,000円 ～ 333,000円 未満	60,700	30,350	30,350	34,300	
		21	333,000円 ～ 365,000円 未満	62,000	31,000	31,000	35,600	
		22	365,000円 ～ 397,000円 未満	63,000	31,500	31,500	36,600	102,400 (保育単価限度)
		23	397,000円 ～ 550,000円 未満	66,800	33,400	33,700	40,400	
24	550,000円 以上	68,600	34,300	35,500	42,200			

※ この表中の「第1子」とは、保育施設に在園している児童のうち最も年齢の高い児童(同じ年齢の場合はそのうちの1人)、「第2子」とは、「第1子」の次に年齢の高い児童をいいます。在園中の児童が世帯に1人だけの場合は、その児童が「第1子」となります。

※ 多子世帯、ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯のうち一定の条件を満たす場合には、この表に記載された金額から減額される場合があります(P33をご参照ください)。

14. 簡易保育園

令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化により、簡易保育園に入園しているお子さんの保育料については、子育てのための施設等利用給付の対象となるお子さんと、市川市が実施する補助金交付の対象となるお子さんに分かれることとなりました。

クラス年齢	市民税所得割課税額	補助金／子育てのための施設等利用給付	第3子以降の加算補助
0歳～2歳	課税世帯	市川市の補助金の交付が受けられます (所得割課税額により補助金額が異なります)	一定の要件を満たす第3子は、左欄の補助金または施設利用等給付に加算して市川市の補助金が受けられます
	非課税世帯	子育てのための施設等利用給付が受けられます (P42をご参照ください)	
3歳～5歳	課税世帯		
	非課税世帯		

※いずれの制度も、それぞれに定められた要件を満たす必要があります。

【簡易保育園保育料補助金】

<事業の概要>

市川市では、簡易保育園に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

<対象となる認可外保育施設(簡易保育園)>

児童福祉法第59条の2による設置届を提出している認可外保育施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設(以下「簡易保育園」という。)が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業制度に基づいて設置した保育施設は、対象になりません。

市川市内の簡易保育園の一覧については、P46をご参照ください。

<補助金対象者>

補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

- ① 市川市に住民登録されていること。
- ② 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
- ③ 月又は年単位で契約し、月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること。
- ④ 認可保育施設の保育料に未納が無いこと。

<第3子以降の補助金加算について>

○下記の要件を全て満たしている場合に、通常の補助金のほか25,000円を限度に補助金を加算します。

(通常の補助金の要件も必要となります。)

子育てのための施設等利用給付の対象である3歳以上児(全世帯)、3歳未満児(非課税世帯)も第3子加算補助の対象となります。対象者は、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。

- | |
|---|
| ① 市川市に住み、同一世帯で養育されている子のうち、18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降の児童が簡易保育園に通園している。 |
| ② 世帯における扶養義務者の市民税所得割額の合計額が550,000円未満の世帯
(4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税) |
| ③ 兄・姉及び第3子以降の児童に認可保育施設の保育料等の滞納がないこと |

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。(加算額は25,000円が限度)

例1) 1歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第3子の加算補助金額は?

保育料:月40,000円ー通常の補助金:21,000円=19,000円:加算補助金額

例2) 4歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第3子の加算補助金額は?

保育料:月40,000円ー子育てのための施設等利用給付金:37,000円=3,000円:加算補助金額

<申請について(令和3年度)>

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口及び市内各簡易保育園にあります。市公式Webサイトからもダウンロードできます。



(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html>)

申請書類		
① 簡易保育園保育料補助金交付申請書(市指定)	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員をご記入ください。(お子さん一人につき一部)	
② 通園証明書(市指定)	保育園に記入していただく書類です。(お子さん一人につき一部)	
③ お子さんを保育できないことの証明(保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫	
④ その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの) (コピー可)
	ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等) (コピー可)
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー	

⑤ 住民税課税(非課税) 証明書又は納税通知書 (該当する方のみ)	≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 ◆同居の祖父母(父母が住民税非課税の場合)
	【A】 令和3年4月～令和3年8月利用分を申請の場合 令和2年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和2年度分の課税証明書等をご提出ください。
	【B】 令和3年9月～令和4年3月利用分を申請の場合 令和3年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和3年度分の課税証明書等をご提出ください。

≪記入上の注意事項≫

- 保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記入ください。
- 申請書裏面の振込先口座は、記入漏れ等がないようにご記入ください。
- 第3子加算の対象となる方は、「簡易保育園保育料補助金交付申請書」裏面の最後の部分「第3子以後の保育料加算分について」の欄をご記入ください。
- ※状況を確認して、要件を満たしていない場合には、第3子以降の補助金は加算されません。

上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

(ご郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛にお送りください。)

<申請手続きについて>

○内容

1. 補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」を各保育園に記入依頼をします。
 保育園よりお子様の保育料を納めていること、通園されていることの実績報告を受け請求手続きが完了となります。
2. 「実績報告書兼交付請求書」は3ヶ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。

<申請書提出期限及び振込月等について(令和3年度)>

四半期	対象月	提出期限	支払予定日
第1期	4月～6月	令和3年6月30日(必着)	令和3年9月下旬
第2期	7月～9月	令和3年9月30日(必着)	令和3年12月下旬
第3期	10月～12月	令和3年12月28日(必着)	令和4年3月下旬
第4期	1月～3月	令和4年3月31日(必着)	令和4年5月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込み日等のお知らせは、各保育園に掲示いたします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和4年3月31日以降)に前年分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

<申請後に状況等が変わった場合について>

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項目	提出書類	
住所等が変わった場合	変更等承認申請書	
勤務先の変更	変更等承認申請書(前退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をした場合	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び 新しい保育園の通園証明書	

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります。★★

- ① 市川市外に転出したとき。
- ② 簡易保育園を退園したとき。
- ③ 仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなったとき。

<Q&A>

Q 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

A 入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。
そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職証明書をご提出ください。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取ることになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

A 下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間(下の子の育児休業期間終了日の月末まで)も、上の子の補助金は交付します。(平成29年10月18日施行)
また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヶ月ずつ合計5ヶ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

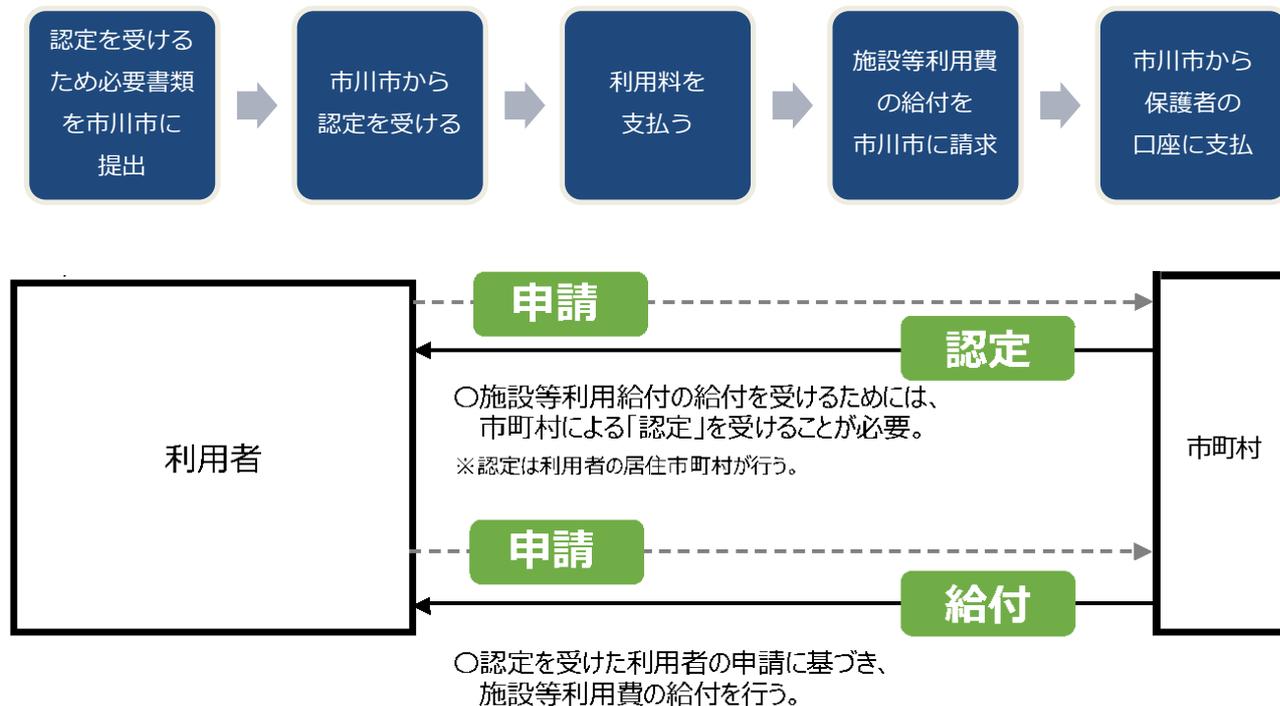
Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、退職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？

A 求職期間中は、2ヶ月間は補助金の対象となります。
2ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

【子育てのための施設等利用給付】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、認可外保育施設（簡易保育園）、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料については、子育てのための施設等利用給付という新たな制度により一定額を上限に無償化の給付を受けることができます。

＜子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ＞



＜対象施設＞

- ・児童福祉法第59条の2の規定による設置届を提出した認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）
- ・一時預かり事業
- ・病(後)児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

※所在地の市区町村の確認を受けた施設・事業が対象です。

市川市内の対象施設については市公式 Web サイトをご確認ください。



＜対象者＞

以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- ① 上記の無償化対象施設に在園し、かつ市川市に住民登録のある3～5歳児（全世帯）又は0～2歳児（住民税非課税世帯）
- ② 共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

※年齢は、クラス年齢（各年度4月1日時点の年齢）です。

※市川市外の認可外保育施設等に通われる場合も対象となります。

※市川市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

<金額(上限)>

対象者	金額(上限)
3歳以上児(全世帯)	37,000円/月
3歳未満児(住民税非課税世帯)	42,000円/月

※実際にかかる保育料と無償化上限額とを比較し、低い方の額を支給します。

※対象となるのは利用料(保育料)です。通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

<施設等利用給付認定を受けるための手続き>

施設等利用費の給付を受けるためには、事前に市川市から認定を受ける必要があります。

○提出書類

①市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第15号の5)
②保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ※支給認定申請及び認可保育所等の利用申込を行わない場合のみ提出
③保育の必要性を確認するための書類・・・【表A】参照
④その他状況に応じて必要な書類・・・【表B】参照

【表A】保育の必要性を確認するための書類

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※単身赴任(海外含む)の場合も、就労証明書が必要になります。

事由	必要書類	認定期間
就労(月64時間以上)	就労証明書(市指定) ※自営の方は次の書類も必要です。 ・開業後1年以上の場合:確定申告書のコピー ・開業後1年未満の場合:開業届のコピー	左記の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)	出産予定月とその前後2か月の計5か月
保護者の疾病、障がい	診断書(市指定)又は障害者手帳のコピー(注1)	左記の状態が継続すると見込まれる期間
同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護(月64時間以上)	介護・看護・付添状況申告書(市指定) 被介護者の診断書(市指定)又は障害者手帳のコピー(注1)	左記の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	罹災証明書等	災害復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動、就労内定	求職活動申告書(市指定)(注2)	2か月
就学(月64時間以上)	在学証明書、時間割表	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	左記の状態が継続すると見込まれる期間
上の子を保育施設等に預け、下の子の育児休業を取得されている場合	育児休業証明書(市指定)	育児休業期間終了日の月末まで

(注1)診断書は医師による証明が必要です(整骨院等は不可)。

(注2)2ヶ月以内に就労を開始した上で、「就労証明書」の提出が必要です。

【表 B】その他状況に応じて必要な書類

申請時の状況	必要書類
ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定)、戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可)
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー
0・1・2歳児の住民税非課税世帯の児童に係る申請を行う場合であって、当年の1月1日に他の市区町村にお住まいだった方	住民税非課税証明書 ※当年の1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※父及び母(若しくは同居の内縁の夫・妻)及び同居の祖父母の分についてが必要です。

○提出期限

対象施設を利用する前月の最終営業日まで(認定開始希望月の前月の最終営業日まで)に認定に必要な書類をこども施設入園課にご提出ください(必着)。

※認定を受ける前に施設を利用した分については無償化の対象になりませんのでご注意ください。

<認定に関する注意事項>

- ・給付認定後に家庭状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、市川市こども施設入園課に必要な書類の提出をお願いいたします。

【例】

認定の有効期間、保育の必要な事由の変更の場合

- ・市川市施設等利用給付認定変更申請書
- ・保育の必要性を証明する書類(変更がある場合のみ/就労証明書など)
- ・その他状況に応じて必要な書類(変更がある場合のみ/ひとり親世帯の方などが対象)

住所、氏名の変更の場合

- ・市川市施設等利用給付認定申請事項変更届

退園、市外への転出等

- ・市川市施設等利用給付認定取消届

- ・在園したまま市外に転出した場合は、転出先の市区町村で無償化の対象となりますので、新たに住民登録された市区町村の担当課へ、無償化に必要な手続きをご確認ください。また、必ず利用施設に市外に転出したことをお知らせください。
- ・企業主導型保育事業を利用されている方は、無償化の対象外となります。
- ・就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

<施設等利用費を請求するための手続き>

認定を受けた利用者の請求に基づき、市川市から保護者へ施設等利用費を給付します。

○提出書類

- ①請求書(償還払・認可外保育施設等用)【様式第15号の17(その3)】
- ②【認可外保育施設、病後児保育事業を利用している場合】
 - ・市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書
- 【一時預かり事業を利用している場合】
 - ・納入通知書兼領収証書 及び 一時預かり事業利用明細票
(一時預かり事業利用明細票を発行していない園の場合は、「市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書」を提出してください。)
- 【ファミリー・サポート・センター事業を利用している場合】
 - ・援助活動報告書

※②の書類は、施設が発行するものです。ただし、一時預かり事業を利用している方で市から納入通知書兼領収証書及び一時預かり事業明細書が送られてきた場合はそちらをご提出ください。

※請求書は、通園先の施設もしくは市川市公式 Web サイトから入手ください。

○提出期限、支払予定日

対象年月	提出期限	支払予定日
令和3年4月～6月分	令和3年7月21日(必着)	令和3年9月下旬
令和3年7月～9月分	令和3年10月22日(必着)	令和3年12月下旬
令和3年10月～12月分	令和4年1月21日(必着)	令和4年3月下旬
令和4年1月～3月分	令和4年4月8日(必着)	令和4年5月下旬

<現況届について>

認定を受けた方は、年に一度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

★市指定の書類については、市川市所定の様式があります。市川市公式 Web サイトよりダウンロードしてご利用いただくことが可能です。

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1111000084.html>)

市公式 Web サイトトップページ >暮らし >暮らしのできごと >入園・入学 > 幼児教育・保育の無償化の手続き > 子育てのための施設等利用給付(無償化)にかかる書類のダウンロード一覧

※「幼児教育・保育の無償化の手続き」のページへのアクセスはこちらから



【簡易保育園一覧表(市川市内)】

令和3年5月1日現在

最寄駅	証明書	園名	設置者	住所	電話
総武線 市川駅	★	ままる保育園	NPO法人 ままる 子育てコミュニケーション	市川南3-12 パークシティ市川 E-1階	322-0030
	★	リトルガーデン市川	(合)ライフコミュニケーション	市川南4-2-20 サウスコートスカイ1階	710-8235
	★	KOALA KIDS	(株)KOALA KIDS	市川2-22-7 ミキハイム市川2階	316-0414
総武線 本八幡駅	★	エンゼルハウス	竹内 真理子	南八幡1-22-5 花沢マンション1階	378-7555
	★	Milky Way International Preschool	(株)S. N. H	南八幡4-5-17 清鳳ビル1階	312-6173
		はぴねす保育園	鈴木 久夢	平田3-8-19 市川遠山ビル1階	047-497-8265
		S&A ベビールーム□ (開所時間 PM 7:00 ~ AM 5:30)	(株) S&A	南八幡3-5-14 藤山ビル3階	090-2661-0889
	★	バイリンガル幼児園 Kids Duo International ニッケコルトンプラザ市川	(株)ニッケライフ	鬼高1-1-1 ツムグテラス1・2F	321-6955
曾谷地区		Babies & Meme□ (休園中)	金田 八重子	曾谷3-12-22	375-8758
武蔵野線 市川大野駅	★	ひだまりおやこ園	(株)元氣	柏井町2-75-2	338-1706
京葉線 二俣新町駅		BARNKLÜBB ICHIKAWA保育園	(株)ジョイサポ	二俣678-55 C棟1階	318-3332
東西線 妙典駅	★	ぞうさん保育園	小泉 悠子	河原11-6 パークヴェルジ103号室	080-4638-4677
		Little gems International School 東京ベイ校	(株)みひらく	妙典4-3-31 グレースコート妙典1F	321-6151
東西線 行徳駅	★	ブルウミング幼保園	(有)ID・アーマン	行徳駅前3-1-16	399-0757
		キッズナーサリー市川行徳園	(株)メリーキッズ	末広1-18-13 SATOMI4番館108	398-8896
		みのりえん	高橋 薫	行徳駅前3-6-1 太洋マンション204	397-8458
		COCOWA学園	(株)市川こども園	幸2-12-22	356-0301
東西線 南行徳駅	★	簡易保育園ベビーランド	仲村 三恵	相之川4-2-8-101	357-9939
	★	保育所キッズプラザ 南行徳駅前園	宮本 一之	南行徳1-9-15 卓ビル2階	307-8211
	★	ぴかキッズランド	安田 恵弘	相之川3-14-1 秋山マンション101	359-1848
	★	English School イマジンJapan 南行徳児童園	中村 聡之	南行徳2-12-7	356-6988
		かるがもンテッソーリ子どもの家	松澤 かず子	南行徳3-4-10 KMビル3階	395-3837

※ ★は認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設です。
 ※ 申込みについては各園にお問い合わせください。

15. 市川市企業主導型保育施設(地域枠あり)

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的として内閣府が推進している事業で、認可外保育施設に位置付けられます。

自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能で、この『地域枠』は市民の方も利用することができます。

※企業主導型保育施設は、市川市が実施する「簡易保育園保育料補助金」及び「子育てのための施設等利用給付」の対象外です。

令和3年5月1日現在

園名	設置者	住所	電話
にじいろおうちえん	特定非営利活動法人 ダイバーシティ工房	市川1-12-23 メゾンドロワール2階	712-5022
そらのこどもたち	株式会社保育王	市川1-4-10 市川ビル8階	329-2351
オルカキッズ保育園	シャムーズ株式会社	市川南1-10-1 ザ・タワーズ・ウエスト215号室	318-3036
いせやナーサリー本八幡園	株式会社伊勢屋呉服店	平田3-11-20	711-4751
育脳保育園みらいっぽ	株式会社未来育	八幡3-8-19	050-3738-7894
ことり保育園 本八幡園	株式会社give&give	八幡3-3-2 グランドターミナルタワー本八幡J107	711-3831
きぱふる市川	株式会社啓和運輸	原木2-15-43	329-2358
コンパス幼保園	株式会社日本都市	行徳駅前1-22-13 サンガイアビル4階	321-6330
らいおんハート保育園	医療法人社団 緑友会	(R2.8.1より移転) 行徳駅前1-5-1 メゾンドサンク1F	704-8600
いちかわ保育所	医療法人社団 寿光会	高谷3-1-20	329-6087

入園状況やお申し込み等、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

16. 一時預かり

一時預かりとは、下記の様々な事由により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合に認可保育施設でお預かりする制度です。

【ご利用できる方】

- 1) 市川市に住民登録されているお子さん。
- 2) 7ヶ月以上かつ小学校就学前のお子さん。

注) 同居する人のいずれもが保育にあたれない、もしくは困難なことが条件です(リフレッシュを除く)。

注) 幼稚園に在園されているお子さんは原則としてご利用できません。

【利用できる時間】 9:00～17:00

【利用できる曜日】 月曜日～金曜日

【利用できる保育施設】

一時預かり実施保育施設一覧(P49)を参照ください。

より多くの保護者の方々にご利用いただくため、1ヶ月内(例:4月1日～4月30日)で複数の保育施設にまたがってご利用いただくことはできません。

※ご利用にあたり、保護者とお子さん同伴での『面接』が必要です。また、緊急を伴う要件以外は、申請後すぐにご利用はできませんので、ご了承ください。

【利用要件】

1. 一時的に保育が困難な場合（月15日が限度）

① 職業訓練・就労・就学・就労面接など

保護者の職業訓練や就労の面接、就学、就労等により断続的に家庭での保育が困難となる方

(例)○週に2～3日の就労 ○会社面接 ○ハローワーク面接等

② 緊急・一時的な場合

保護者の傷病、事故、出産、介護、看護、災害、冠婚葬祭等社会的に止むを得ない理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方

(例)○出産のため1週間入院する ○祖母が入院したので付き添いが必要

③ 裁判員に選ばれた場合

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に定める裁判員候補者の呼び出し及び裁判員の出頭に応じる場合

④ その他

上記以外の理由によるもの

2. 育児中のリフレッシュの場合（月2日が限度）

※実施保育園は平田保育園、行徳保育園、鬼高保育園、塩焼第2保育園・新田第2保育園の5園です。

私立保育施設のご利用については、各施設にご相談ください。

(例)育児の合間に自分の時間を持ちたい。

※申請をお受けしても、保育施設の状況によっては、ご希望する日数を利用できない場合もあります。予めご了承ください。

【利用料】

	年 齢	利 用 料 金	
利用料	3歳未満児クラス	300円/1時間	分単位の端数は、利用日毎に1時間に切り上げさせていただきます。
	3歳以上児クラス	200円/1時間	
昼食料	300円/1回		利用する方は前日までに、保育施設にお申込みください。

【利用料の支払方法】

利用月の翌月、昼食料を含めた額の納付書を発行・送付いたしますので、指定金融機関の窓口でお支払いをお願いします。(コンビニエンスストア・郵便局・ATMはお取り扱いできません。)

指定金融機関を記載した一覧を、納付書に同封いたします。

※利用料を滞納している場合、ご利用をお断りすることもありますので、必ず納付期限までにお支払いください。

【利用するための手続き】

各保育施設に直接ご連絡いただき、空き状況を確認のうえお申込みください。

※受付時間は、13時～17時です。

1. 利用申請

申請時に「一時預かり事業利用申請書」と下記必要書類をご提出ください。

○必要書類(お子さんと同居している方全員分が必要です)

①職業訓練・就労・就学・就労面接など	・ 就労による場合 …… 就労証明書 ・ 就学の場合 …… 在学証明書(学生証)と授業時間割 ・ 講座等を受講する場合 …… 受講証明書 (※趣味の講座等は認めていません)
②緊急・一時的な場合	・ 傷病により通院の場合 …… 診断書または通院証明書等 ・ 出産する場合 …… 母子手帳の写し等 (表紙及び分娩予定日記載ページ) ・ 介護・看護の場合 …… 看護等を必要とする医師の証明書等
③裁判員制度に応じる場合	裁判員候補者の呼び出し、出頭に応じる場合 …… 裁判員制度に基づく呼出状
④その他	その他 …… 証明となる書類等
⑤リフレッシュの場合 (月2日限度)	必要ありません

2. 保育施設での面接

利用が決まりましたら、利用日前に保育施設でお子さんと一緒に面接を受けていただきます。

3. 利用開始

保育施設で指定の「利用明細票」に、利用日毎の開始・終了時刻を記入してください。

4. 利用終了

利用理由がなくなった場合は「一時預かり事業利用辞退届」を保育施設に提出してください。

(利用承認等通知書の下部が辞退届になっています。)

注)「辞退届」提出後、再度利用する場合や申請理由に変更があった場合は、同じ年度内でも新たに申請が必要になります。

【一時預かり実施保育施設】

	保育施設名	所在地	電 話	申し込み先
私立 保 育 施 設	国府台保育園	国府台 2-9-13	372-3740	直接各保育施設へお申込みください。
	百合台保育園	曾谷 3-11-1	374-0789	
	さくらんぼ保育園	市川南 2-6-22	322-3334	
	かいづか保育園	下貝塚 3-9-3	318-5766	
	市川キッズステーション	市川南 1-10-1 3F	322-8733	
	市川大野ナーサリースクール	大野町 3-1438-1	339-3331	
	広尾みらい 保育園	広尾 2-3-1	390-2772	
	ありのみ保育園	下貝塚 1-3-23	374-8700	
	こうぜん保育園市川	南大野 2-23-11	701-5920	
	柏井保育園	柏井町 2-718-3	337-6541	
	すえひろ保育園	末広 1-1-48	356-4152	
	風の谷こども園	北国分 4-10-3	375-2700	

◎リフレッシュでの利用については、各保育施設にお問い合わせください。

	保育園名	所在地	電 話	申し込み先
公 立 保 育 園	平 田 保育園 (※)	平田 1-20-16	324-1360★	直接各保育園へお申込みください。 受付時間は 13～17時です。 ★印は一時預かり 専用ダイヤルです。
	行 徳 保育園 (※)	行徳駅前 4-22-17	395-4870★	
	鬼 高 保育園 (※)	鬼高 1-11-20	378-8223★	
	塩 焼 第 2 保育園 (※)	塩焼 3-11-15	395-5430★	
	新 田 第 2 保育園 (※)	新田 2-1-24	379-1915★	
	北 方 保育園	北方 1-12-1	334-6616	
	大 洲 保育園	大洲 2-3-8	378-3331	
	香 取 保育園	香取 2-6-25	357-4191	

※は、公立でのリフレッシュ利用実施園。その他の保育園についてはお問い合わせください。

◎北方保育園・大洲保育園・香取保育園は現在お預かりを受け付けておりません。

- 上記の保育施設のほか、施設独自に一時預かりを実施している保育施設もあります。利用要件・料金・時間等については直接、下記までお問い合わせください。

- ・明徳本八幡駅保育園・・・八幡 2-11-2 電話 318-0110
- ・グローバルキッズ南行徳園・・・欠真間 1-4-7 電話 395-5777
- ・K's garden 真間駅前保育園・・・真間 1-12-4 電話 704-9966
市川センタービル 1階

【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども政策部 こども施設運営課 電話 711-1798 (直通)

【お申込みのお問い合わせ】

空き等のご確認、お申込みは直接保育施設へお願いします。

17. いちかわ保育ルーム

いちかわ保育ルームとは保護者のパートタイム就労などの短時間就労等により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合に下記の公立の施設でお預かりする制度です。

【ご利用できる方】

- 1) 市川市に住民登録されているお子さん。（出産または介護のため本市に居住している場合は除く）
- 2) 利用年度の4月2日現在で1歳児クラスまたは2歳児クラスのお子さん。
- 3) 認可保育園利用申込み者と同様となります。但し、就労の場合には、いずれか一方の保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満であること。

※同居する人のいずれもが保育にあたれない、もしくは困難なことが条件です。

※簡易保育園に在園されているお子さんはご利用いただけません。

【利用できる時間】 9:00～17:00（延長保育はありません）

【利用できる曜日】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

【利用施設】

施設名	所在地	電話番号
いちかわ保育ルーム市川	市川2-33-6（市川こども館内）	322-2233
いちかわ保育ルーム大洲	大洲4-3-12（大洲幼稚園内）	370-9600
いちかわ保育ルーム南行徳	欠真間1-6-15（南行徳幼稚園内）	358-8181
いちかわ保育ルーム百合台	曾谷6-10-1（百合台幼稚園内）	373-9007

複数の保育ルーム及び保育施設にまたがってご利用いただくことはできません。

【定員】 各施設 15名（1、2歳児 各7名程度）

【利用料】 250円／1時間

利用料は一律負担となります。

分単位の端数は、利用日毎に1時間に切り上げさせていただきます。

【利用料の支払方法】

利用月の翌月に納付書を発行・送付しますので、指定金融機関の窓口でお支払いをお願いします。
指定金融機関を記載した一覧を、納付書に同封します。

【利用するための手続き】

「いちかわ保育ルーム事業利用申込書」、「就労証明書」等の保育の必要性を確認する書類を受付窓口にご提出ください。

【受付期間及び入所決定までの流れ】

原則として認可保育施設と同様となります。

【選考方法】

保育ルーム別、年齢別に抽選して内定者を決定します。内定者の方は保育ルームと面接して頂き、その結果により利用者を決定します。

【注意事項】

- ・利用料に昼食料は含まれておりません。昼食、おやつ等は各自ご持参ください。
- ・延長保育はありません。
- ・いちかわ保育ルームをご利用することで2歳児クラス終了後の認可保育施設等への入所を保障することはできません。
- ・2歳児クラス終了後に認可保育施設等のご利用を希望される場合、新たに申込みが必要になります。
- ・個別に配慮が必要となる児童は、面接や診断書の内容によりご利用できない場合があります。
- ・いちかわ保育ルーム利用料を滞納した場合は、ご利用ができなくなります。

【お問い合わせ】

- ・申込みに関すること

市川市 こども政策部 こども施設入園課 電話 711-1785

- ・運営に関すること

市川市 こども政策部 こども施設運営課 電話 711-1798

18. その他の子育て支援サービス

【病後児保育】

風邪をひいて、まだ保育園に行かせるのがちょっと心配。仕事や家庭の都合で子どもの看病ができないという方のために、病気回復期の子どもを医院等の保育施設でお預かりします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

病後児保育室	住 所	電話番号
認定こども園 風の谷こども園 病後児保育室「おひさま」	市川市北国分4-10-3	375-2700
あじさい保育園 病後児保育室「にじぐみ」	市川市妙典5-12-16 あじさい保育園3階	359-8231
市川南保育園 病後児保育室「ひまわり」	市川市市川南4-1-15	325-2828

【ファミリー・サポート・センター】

仕事の都合で保育園などの送迎ができないとき、病院へ行くときの育児サポートなどを行います。

いちかわファミリー・サポート・センターでは、子育てのお手伝いをしたい「協力会員」と子育ての手助けをしてほしい「依頼会員」、そして手助けをしてもらうが、時には助けも可能な、「両方会員」で組織し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動をしています。

◎ファミリー・サポート・センター 利用時間：火曜日～土曜日 9:00～17:00

センター	住 所	電話番号
本部	大洲1-18-1 (急病診療・ふれあいセンター2階)	377-5503
妙典支部	妙典6-2-45 (妙典保育園2階)	701-2321

【いちかわっこWEB】

市川市のいろいろな子育て情報を入手しましょう。「知りたい」、「相談したい」、「友達・仲間を作りたい」等の項目から検索が可能で、子どもの年齢や目的別・エリア別などの情報にアクセスすることができます。

「こども館」、「地域子育て支援センター」、「親子つどいの広場」など、市の子育て応援施設だけでなく、民間の団体による子育てイベントなどのお知らせも盛りだくさんです。スマートフォンにも対応しています。

(<http://ichikawa.ikuji365.net/>)

子育て情報をお届けするメールマガジン、「いちかわっこメール」も上記サイトよりご登録いただけます。地区ごとの週1回のイベント情報と、月1回程度、子育てワンポイントアドバイスなどが配信されますので、ぜひご登録ください。

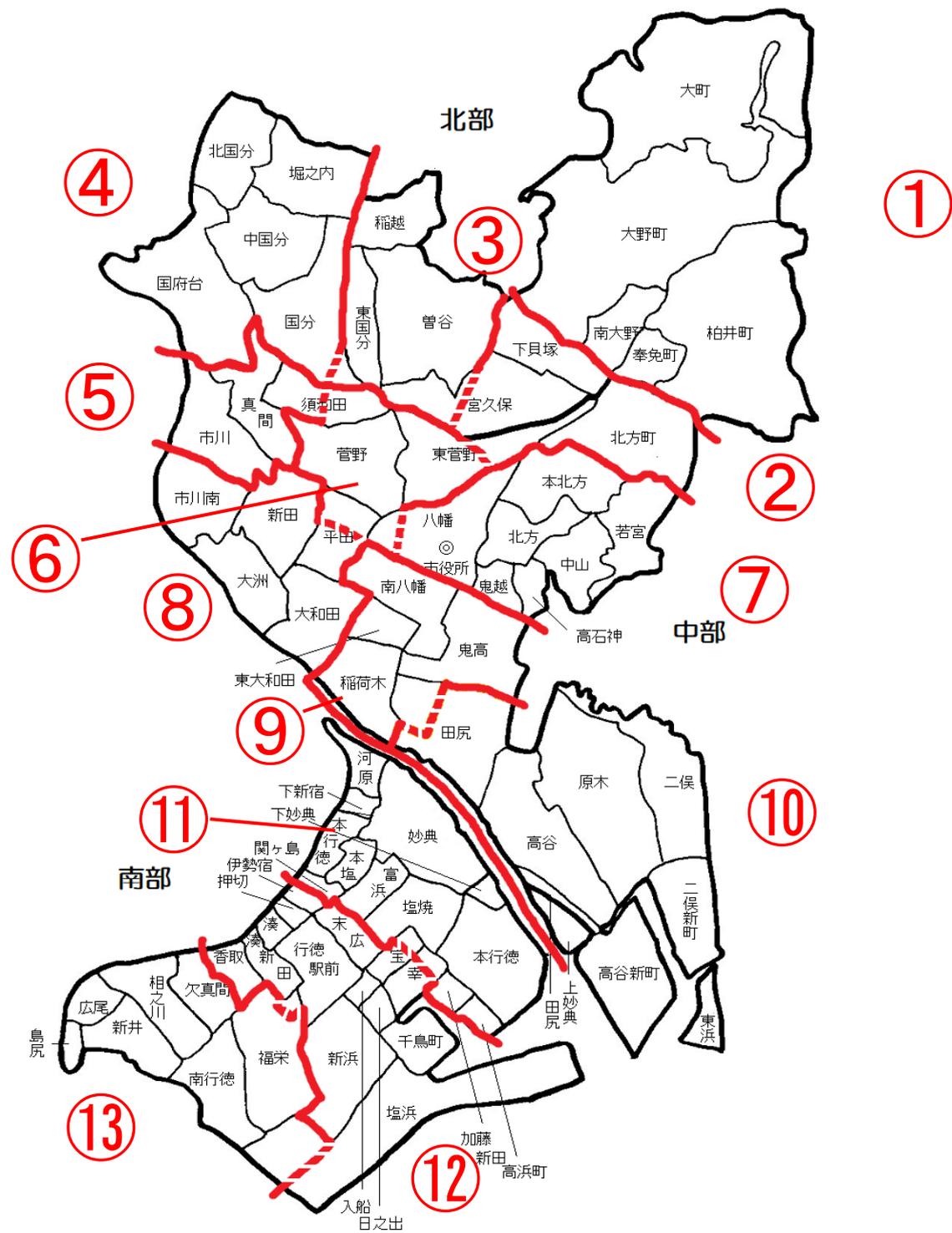


市川の子育てを応援！
いちかわっこWEB



19. 認可保育施設一覧

地区名	町名
①大柏	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野
②宮久保	宮久保3～6丁目、北方町、東菅野4・5丁目、下貝塚
③曾谷	宮久保1・2丁目、曾谷、国分1丁目、東国分、稲越
④国分・国府台	堀之内、北国分、中国分、国府台、国分2～7丁目
⑤市川	真間、市川、須和田2丁目
⑥八幡	菅野、平田1・2丁目、須和田1丁目、八幡3丁目、東菅野1～3丁目
⑦中山	八幡1・2・4～6丁目、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神
⑧市川駅南	新田、市川南、平田3・4丁目、大洲、大和田
⑨本八幡駅南	南八幡、鬼高、稲荷木、東大和田、田尻1・2丁目
⑩信篤	田尻(1・2丁目以外)、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典
⑪妙典	妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、富浜、塩焼、宝1丁目、幸1丁目、加藤新田、高浜町、河原
⑫行徳	伊勢宿、末広、宝2丁目、幸2丁目、押切、行徳駅前、入船、日之出、湊、湊新田、香取、福栄2丁目、千鳥町、新浜、塩浜1～3丁目
⑬南行徳	欠真間、相之川、福栄1・3・4丁目、南行徳、新井、広尾、島尻、塩浜4丁目



※一覧の内容について、変更になる場合がありますので、利用申込みの際は事前に各保育施設にご確認ください。

- ・受入月齢
- ・開園時間
- ・生後6ヶ月未満の乳児の延長保育(公立保育園では実施していません。)
- ・土曜日の短時間の保育時間(公立保育園では9:00～12:00です。)

※新たに開設される保育施設に関する情報は、市川市公式Webサイトにてご確認ください。また、LINEでお知らせを受信できるよう設定をお願いします。

【北部地区】

①大柏地区

(令和3年5月1日現在)

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	大野保育園	南大野2-4-5	337-4551	1歳児クラス以上	150	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	0歳児クラスは分園、1歳児クラスからは本園での保育となります。
		大野保育園分園	南大野1-42-1	303-8231	6ヶ月以上		7:15~19:15	7:15~17:30		
私立	2	柏井保育園	柏井町2-718-3	337-6541	57日以上	90	7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
	3	花の子保育園	大野町3-1668-1	337-4188	57日以上	60	7:00~19:00	7:00~17:30	9:00~17:00	
	4	市川大野ナーサリースクール	大野町3-1438-1	339-3331	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
	5	こうぜん保育園市川	南大野2-23-11	701-5920	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~17:30	8:30~16:30	
	6	そらまめ保育園市川大野	奉免町116-2	337-2822	57日以上	91	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
小規模	7	京進のほいくえんHOPPA南大野	南大野2-3-1 3F	382-5543	57日以上	50	7:00~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
	8	保育園エンゼルハウス市川大野園	大野町2-216 1F	339-7721	6ヶ月~2歳児クラス	16	7:15~19:30	8:00~19:00	8:30~16:30	連携施設:そらまめ保育園市川大野
	9	小規模保育園hikari	大野町3-1811-13	710-0022	1歳児クラス~2歳児クラス	19	7:30~18:30	休園	8:00~16:00	連携施設:浄光寺幼稚園

②宮久保地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
私立	1	みやくぼ保育園	宮久保3-17-10	374-1510	6ヶ月以上	110	7:00~19:30	7:00~17:30	9:00~17:00	
	2	かいづか保育園	下貝塚3-9-3	318-5766	57日以上	60	7:00~19:00	8:30~17:00	8:30~16:30	
	3	ありのみ保育園	下貝塚1-3-23	374-8700	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	
	4	市川梨の花保育園	北方町4-2215-1	711-5210	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
認定こども園	5	宮久保幼稚園	宮久保6-7-2	371-7320	3歳児クラス以上	30	7:30~18:30	休園	9:00~17:00	見学必須
小規模	6	宮久保幼稚園O12	宮久保6-7-2	372-8666	10ヶ月~2歳児クラス	19	7:30~18:30	休園	9:00~17:00	見学必須、連携施設:宮久保幼稚園
	7	wakatakeわんぱくgarden	北方町4-1800-31	702-3803	1歳児クラス~2歳児クラス	19	7:30~18:30	休園	9:00~17:00	連携施設:わかたけ幼稚園
家庭的保育	8	あつた 家庭的保育	下貝塚3丁目	吾田※	6ヶ月~2歳児クラス	5	7:30~18:30	休園	9:00~17:00	見学必須、※電話番号はこども施設入園課に確認

③曾谷地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	曾谷保育園	曾谷7-28-15	373-5530	6ヶ月以上	120	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
私立	2	つくし保育園	東国分1-21-22	373-1659	57日以上	90	7:00~19:00	7:00~18:30	8:30~16:30	
	3	百合台保育園	曾谷3-11-1	374-0789	57日以上	100	7:15~19:15	7:15~17:30	8:30~16:30	
家庭的保育	4	家庭的保育 にしのルーム	曾谷2丁目	西野※	6ヶ月~2歳児クラス	4	8:00~18:00	休園	9:00~17:00	見学必須、令和4年3月31日閉室予定です。 ※電話番号はこども施設入園課に確認

④国分・国府台地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	中国分保育園	中国分2-13-1	372-7947	6ヶ月以上	120	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
私立	2	国府台保育園	国府台2-9-13	372-3740	57日以上	120	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
	3	さかえ保育園	北国分1-12-23	373-0149	57日以上	45	7:15~19:15	7:15~17:15	9:00~17:00	
	4	北国分駅前しゃりっこ保育園	堀之内3-18-25 1F2F	712-1682	2歳児クラス以上	28	7:15~19:15	7:15~18:15	9:00~17:00	
	5	北国分駅前第二しゃりっこ保育園	堀之内3-26-31	712-1616	3ヶ月以上	40	7:15~19:15	7:15~18:15	9:00~17:00	
	6	あい・あい保育園 北国分園	堀之内3-30-12-101	711-7335	6ヶ月以上	30	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	

認定こども園	7	認定こども園風の谷こども園	北国分4-10-3	375-2700	57日以上	69	7:15～19:15	7:15～17:15	9:00～17:00	
小規模	8	ぼんておうちえん	国府台6-1-22	375-2511	57日～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:矢切幼稚園
	9	しゃりっこキッズ保育園	堀之内3-18-25 2F	712-1681	3ヶ月～1歳児クラス	16	7:15～19:15	7:15～18:15	9:00～17:00	連携施設:北国分駅前しゃりっこ保育園
家庭的保育	10	家庭的保育室 りんご	国府台6丁目	本庄※	6ヶ月～2歳児クラス	5	8:00～18:00	休園	9:00～17:00	見学必須、※電話番号はこども施設入園課へ確認
事業所内保育	11	つくしんぼ保育所	国府台1-7-1 (国府台病院内)	375-4742 (内線3769)	57日～2歳児クラス	12	7:45～19:00	7:45～17:45	8:30～16:30	

【中部地区】

⑤市川地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
私立	1	市川保育園	市川2-24-12	322-3363	57日以上	120	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	2	K's garden 真間駅前保育園	真間1-12-4 1F	704-9966	2歳児クラス以上	40	7:30～20:00	8:00～17:00	9:00～17:00	
小規模	3	Little K's 真間駅前保育園	市川1-26-11 1F	321-6066	6ヶ月～1歳児クラス	12	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:K's garden真間駅前保育園
	4	市川みんと保育園	市川1-5-12 1F	711-3360	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定
	5	そらいろおうちえん	市川1-12-23-101	712-5022	6ヶ月～2歳児クラス	15	7:00～20:00	9:00～18:00	9:00～17:00	連携施設:未定
	6	トライキッズ保育園	真間2-13-8 1F	323-6403	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
	7	&KIDSいろのはほいくえん	市川1-13-32	321-6946	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定

⑥八幡地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	平田保育園	平田1-20-16	324-1311	57日以上	126	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	2	菅野保育園	菅野4-12-16	326-4452	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
私立	3	まきば保育園	須和田1-29-15	372-6012	57日以上	70	7:00～19:00	7:30～17:00	9:00～17:00	
	4	保育ルームフェリーチェ京成八幡園	八幡3-25-12	322-0727	57日～3歳児クラス	39	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	5	キャリー保育園本八幡	東菅野1-18-8 2F	712-5505	57日以上	45	7:00～20:00	7:00～17:00	9:00～17:00	
	6	メリーポピンズ市川ルーム	平田1-14-23	712-6231	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	7	市川かえで保育園	菅野5-10-1 1F	322-7088	3ヶ月以上	20	7:30～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00	
	8	ミルクィーホーム東菅野園	東菅野2-19-2	323-7755	6ヶ月以上	60	7:15～20:15	7:15～20:15	8:45～16:45	
	9	あい・あい保育園 菅野六丁目園	菅野6-19-13	325-9098	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
	10	あい・あい保育園 本八幡園	八幡3-9-21	321-4770	6ヶ月以上	50	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
	11	あい・あい保育園 菅野駅前園	平田2-11-16	312-6515	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
	12	八幡チャイルド保育園	八幡3-10-20	712-8123	1歳児クラス以上	72	7:30～19:00	7:30～19:00	8:30～16:30	
小規模	13	ナーサリーゆめの木平田	平田2-5-4	711-2925	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:00～20:00	7:30～18:30	8:00～16:00	見学必須、連携施設:未定
	14	小規模保育所トルすわだ	須和田1-22-4	712-0211	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～18:30	7:30～17:30	9:00～17:00	連携施設:須和田幼稚園
	15	Little K'sアクス本八幡保育園	八幡3-4-1 1F	712-5866	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:未定
	16	童夢ガーデン本八幡	東菅野3-18-10 1F	374-3313	57日～2歳児クラス	15	7:00～20:00	7:00～19:00	8:00～16:00	連携施設:童夢ガーデン市川

⑦中山地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	北方保育園	北方1-12-1	334-6616	6ヶ月以上	85	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和6年民営化・北方児童公園へ移転予定です。
	2	若宮保育園	若宮3-7-6	334-2115	1歳児クラス以上	60	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。

公立	3	富貴島保育園	八幡6-14-19	336-1144	6ヶ月以上	90	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
	4	本北方保育園	本北方2-40-23	338-5982	6ヶ月以上	130	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
私立	5	ときわ保育園	若宮2-19-13	332-3030	57日以上	60	7:15～19:15	7:45～16:00	8:30～16:30	
	6	明德本八幡駅保育園	八幡2-11-2	318-0110	57日～2歳児クラス	45	7:00～20:00	7:00～19:00	9:00～17:00	
	7	市川どろんこ保育園	鬼越2-18-17	302-7333	57日以上	120	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	8	K's garden鬼越保育園	高石神10-1	369-6366	6ヶ月以上	70	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
	9	ぽっかぽっかにつけ保育園北方	北方1-8-2	711-3711	3ヶ月以上	68	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
小規模	10	いろはな保育園本八幡北	八幡2-8-10 1F	314-1708	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	見学必須、連携施設:未定
	11	ミルキーホーム本八幡きた園	八幡2-6-18-202	333-7062	12ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	連携施設:ミルキーホーム本八幡みなみ園
	12	こえだ保育園	八幡2-1-14	713-8995	6ヶ月～2歳児クラス	15	7:30～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:スクルドエンジェル保育園本八幡園
	13	ル・アンジェ本八幡保育園	八幡2-7-13 1F	383-9650	57日～2歳児クラス	15	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定
	14	森のこどもえん	北方2-37-4	314-1758	57日～2歳児クラス	19	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	連携施設:未定
	15	はっぴー市川園	中山4-7-13	336-0881	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
	16	みどりキッズガーデン	中山3-10-4	334-1224	10ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～18:00	休園	8:00～16:00	見学必須、連携施設:みどり幼稚園
	17	ぽっかぽっかにつけな一さりー	北方1-3-7	316-1130	3ヶ月～2歳児クラス	18	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	連携施設:ぽっかぽっかにつけ保育園北方

⑧市川駅南地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	大洲保育園	大洲2-3-8	378-3331	6ヶ月以上	100	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年または8年民営化または統廃合予定です。
	2	大和田保育園	大和田4-4-1	377-1700	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和7年民営化予定です。
	3	新田保育園	新田3-21-1	370-4557	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	4	新田第2保育園	新田2-1-24	376-9036	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
私立	5	市川南保育園	市川南4-1-15	324-1155	57日以上	130	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	6	さくらんぼ保育園	市川南2-6-22	322-3334	57日以上	95	7:00～20:00	7:00～17:00	8:00～16:00	見学必須
	7	市川キッズステーション	市川南1-10-1 3F	322-8733	57日～3歳児クラス	44	7:00～21:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
	8	アスク本八幡保育園	大和田1-5-2	300-8737	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	9	小学館アカデミーいちかわ南保育園	市川南3-13-12	325-8030	57日以上	69	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
	10	Milky Way International Nursery School 市川校	新田5-6-23 1F	318-9222	57日以上	36	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	
	11	聖和保育園	新田5-4-2	316-2578	3ヶ月以上	44	7:30～19:30	7:30～17:30	8:30～16:30	
	12	童夢ガーデン市川	市川南4-2-19	383-9511	6ヶ月以上	81	7:00～21:00	7:00～19:00	8:00～16:00	
	13	八幡南保育園	平田3-4-14	311-4010	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～16:30	8:30～16:30	見学必須
	14	そらまめ保育園市川駅前	市川南1-9-29	712-8871	6ヶ月以上	147	7:00～21:00	7:00～21:00	9:00～17:00	
	15	新田チャイルド保育園	新田2-15-8	318-3930	6ヶ月以上	81	7:30～19:00	7:30～19:00	8:30～16:30	
	16	Milky Way International Nursery School 市川新田校	新田5-9-8	329-2584	57日以上	69	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	
	17	ししの子保育園市川	大和田2-22-28	374-3177	57日以上	81	7:30～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
	18	市川なないろ保育園	新田3-15-5	377-3477	3ヶ月以上	62	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
	19	デイジー保育園・市川市大和田	大和田4-8-7	321-6310	57日以上	60	7:30～19:00	7:30～19:00	8:30～16:30	
	20	ソラストいちかわ保育園	大洲1-12-3	370-0770	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
	21	Milky Way International Nursery School 市川南校	市川南3-5-13-101	704-9831	57日以上	90	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
	22	スクルドエンジェル保育園市川新田園	新田1-24-17	318-3111	57日以上	70	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	23	まなびの森保育園市川	大洲4-18-4	712-5871	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	小規模	24	いろはな保育園市川南	市川南1-9-30 1F	318-2503	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30
25		きらら保育園市川南	市川南1-1-1-216	704-8547	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:00～19:00	7:00～19:00	8:30～16:30	連携施設:未定
26		保育&スクールWhizz Kids市川駅前園	市川南1-8-29 1F	326-1506	12ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	連携施設:未定

小規模	27	市川さんさん保育園	新田2-31-25 1F	712-7520	1歳児クラス～2歳児クラス	16	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	連携施設:未定
	28	育脳保育園みらいっぼ市川南	市川南3-3-10	314-8015	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:15～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:未定

⑨本八幡駅南地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	東大和田保育園	東大和田2-6-2	378-2829	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	令和5年民営化・八幡児童公園隣地へ移転予定です。
	2	鬼高保育園	鬼高1-11-20	378-8186	6ヶ月以上	120	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	3	稲荷木保育園	稲荷木1-26-16	377-5070	6ヶ月以上	100	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
私立	4	杉の木保育園	鬼高3-18-17	377-5933	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	5	ミルキーホーム本八幡みなみ園	南八幡3-12-21 1F	378-7078	3歳児クラス以上	27	7:00～20:30	7:00～20:30	9:00～17:00	
	6	いろはな保育園本八幡	南八幡3-3-6	712-6730	3歳児クラス以上	20	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	
	7	ベアキッズ保育園	鬼高2-13-16	702-8712	3ヶ月以上	60	7:30～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
	8	まなびの森保育園本八幡	南八幡1-3-1	316-2570	57日以上	80	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	9	Nest本八幡保育園	南八幡5-11-11 1F	376-8180	6ヶ月以上	70	7:00～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
認定こども園	10	スクルドエンジェル保育園本八幡園	南八幡3-14-17 2F	711-3030	3歳児クラス以上	63	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
	11	eーこども園	南八幡4-14-4 1F	300-8850	57日以上	90	7:00～19:00	7:00～19:00	9:00～17:00	
小規模	12	幼保連携型認定こども園 鬼高幼稚園	鬼高3-14-18	370-6583	1歳児クラス以上	84	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須
	13	保育ルームキューティー市川	南八幡4-6-14-101	727-3879	57日～2歳児クラス	16	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:スクルドエンジェル保育園本八幡園
	14	いろはな保育園本八幡東	南八幡3-1-6 1F	316-1652	6ヶ月～2歳児クラス	18	7:30～19:30	7:30～19:30	8:30～16:30	連携施設:いろはな保育園本八幡
	15	Kids Resort MOTOYAWATA	南八幡4-4-17	711-1871	57日～2歳児クラス	19	7:00～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	連携施設:未定
	16	本八幡はっぴー保育園	南八幡3-7-1 2F	393-0881	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～19:00	8:00～16:00	連携施設:未定
	17	サンライズキッズ保育園由川園	南八幡3-7-19 2F	050-5807-2379	57日～2歳児クラス	19	7:00～19:30	7:00～19:30	8:00～16:00	連携施設:未定
	18	保育ルームキューティーアイ	南八幡3-14-17 3F-B	712-8555	57日～2歳児クラス	19	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	連携施設:スクルドエンジェル保育園本八幡園

【南部地区】

⑩信篤地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の保育時間	備考
							平日	土曜日		
私立	1	原木保育園	田尻5-15-9	379-5413	57日以上	90	7:00～19:00	7:00～16:30	8:30～16:30	
	2	わたぐも保育園	原木2-10-13	329-6006	57日以上	60	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	3	うみかぜ保育園	原木1-15-24	328-2562	57日以上	60	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	4	キッド・ステイ原木中山保育園	高谷2-2-16	711-1180	57日以上	120	6:45～21:00	6:45～18:30	9:00～17:00	
	5	認可保育園トドラスリング	田尻4-16-7 1F	702-9688	2歳児クラス以上	40	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須
	6	原木中山こどもの木保育園	田尻3-6-36	379-5021	6ヶ月以上	63	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	
	7	たかし保育園市川二俣	二俣2-11-6	702-5101	57日以上	40	7:00～20:00	7:00～19:00	8:30～16:30	
	8	きららの杜保育園原木中山	高谷1-10-4	314-1463	57日以上	60	7:30～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
	9	かえで保育園原木中山	原木2-13-25	328-2900	6ヶ月～3歳児クラス	40	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	令和4年4月に4歳児クラスを開設予定です。
小規模	10	原木スマイルナーサリー	原木1-8-1	323-6181	10ヶ月～2歳児クラス	19	8:00～18:00	8:00～18:00	8:30～16:30	連携施設:原木幼稚園
	11	小規模保育園ミニミー	原木2-1-1	328-6111	3ヶ月～1歳児クラス	19	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	見学必須、連携施設:認可保育園トドラスリング

⑪妙典地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	塩焼保育園	塩焼2-2-5	396-0169	6ヶ月以上	150	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	2	塩焼第2保育園	塩焼3-11-15	395-5176	6ヶ月以上	131	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
私立	3	妙典保育園	妙典6-2-45	701-2311	57日以上	90	7:00～19:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	4	行徳あけぼの保育園	関ヶ島7-3	357-2283	57日以上	150	7:00～19:00	7:00～18:00	8:15～16:15	
	5	じゃんぐる保育園	妙典4-10-4-102	397-1940	57日以上	42	7:00～20:00	7:30～17:00	9:00～17:00	
	6	あじさい保育園	妙典5-12-16	359-8231	57日以上	100	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	
	7	キッド・ステイ妙典保育園	富浜2-5-28	701-1188	57日以上	165	6:45～21:00	6:45～19:45	9:00～17:00	
	8	すみれキッズアカデミー	宝1-10-21	359-4972	57日以上	64	7:15～19:15	7:15～17:30	8:15～16:15	
	9	ゆう保育園	妙典2-4-12	704-8347	6ヶ月以上	36	7:00～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	
	10	市川妙典雲母保育園	妙典4-16-16-102	356-5321	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	11	京進のほいくえんHOPPA妙典駅	本塩15-16	704-9580	57日以上	40	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
	12	Milky Way International Nursery School 行徳校	宝1-4-13	711-2136	57日以上	69	7:00～19:00	8:00～18:00	9:00～17:00	
	13	あい・あい保育園 妙典一丁目園	妙典1-8-19	711-4305	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
	14	市川富浜雲母保育園	富浜2-3-18	356-0775	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
	15	ポピンズナーサリースクール妙典	妙典4-4-27	711-3381	57日以上	90	7:30～20:30	7:30～20:30	9:00～17:00	
	16	アルタキッズ妙典園	富浜2-7-2	307-9927	6ヶ月以上	75	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
	17	かえで保育園妙典	塩焼1-14-8	356-5525	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	
	18	あい・あい保育園 妙典五丁目園	妙典5-9-11	316-1962	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
	19	あい・あい保育園 妙典六丁目園	妙典6-5-23	316-1930	6ヶ月以上	60	7:30～19:30	7:30～19:30	9:00～17:00	
	20	まなびの森保育園妙典	妙典6-1-13	303-3131	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:30～16:30	
小規模	21	みょうでん笑顔保育園	妙典5-16-25	712-5620	6ヶ月～2歳児クラス	19	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～17:00	連携施設:未定

⑫行徳地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	行徳保育園	行徳駅前4-22-17	395-4843	6ヶ月以上	159	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	2	香取保育園	香取2-6-25	357-4191	57日以上	70	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
私立	3	湊新田保育園	湊新田2-8-3	307-3532	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～16:30	8:30～16:30	
	4	行徳第二保育園	行徳駅前4-26-10	397-6671	6ヶ月以上	148	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
		行徳第二保育園分園	新浜1-26-1	701-5243	57日～2歳児クラス		7:00～19:30	7:00～17:30	9:00～17:00	
	5	愛泉保育園	幸2-8-17	396-2222	57日以上	220	7:15～19:15	7:15～17:30	9:00～17:00	
	6	すえひろ保育園	末広1-1-48	356-4152	57日以上	60	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	
	7	キッド・ステイ南行徳保育園	香取2-19-10	390-1188	57日以上	120	6:45～21:00	6:45～18:30	9:00～17:00	
	8	アスク行徳保育園	行徳駅前1-5-14	701-1117	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	9	保育ルームフェリーチェ行徳園	湊3-1 1F	398-7130	57日～2歳児クラス	30	7:00～20:00	7:00～17:30	9:00～17:00	
	10	ひまわりキッズ保育園	行徳駅前2-9-6	359-9101	6ヶ月以上	60	7:00～19:00	7:00～16:30	8:30～16:30	
	11	若葉インターナショナル幼保園行徳園	行徳駅前1-3-14	359-7700	57日以上	60	7:00～20:00	7:30～18:00	9:00～17:00	
	12	さくらキッズ保育園	行徳駅前1-8-17 1F	711-2922	6ヶ月以上	69	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
	13	ちやいれつく入船保育園	入船10-3	711-0241	57日以上	60	7:00～20:00	7:00～20:00	8:00～16:00	
	14	京進のほいくえんHOPPA新浜	新浜1-23-13 1F	702-9671	57日以上	40	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	
	15	らいおんハート行徳駅前保育園	行徳駅前1-19-19 2F	383-9120	3ヶ月以上	40	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	
16	行徳ゆめの木保育園	湊2-9	318-2229	6ヶ月以上	46	7:00～20:00	7:00～20:00	8:00～16:00		

私立	17	ちゃいれつく末広保育園	末広2-16-11	318-3820	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~18:30	8:00~16:00	
	18	京進のほいくえんHOPPA末広	末広1-3-10	303-3081	57日以上	50	7:00~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
	19	第2行徳ゆめの木保育園	行徳駅前2-8-9 2F	323-6323	6ヶ月以上	36	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	
	20	まなびの森保育園行徳	行徳駅前3-7-9	711-1065	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
小規模	21	ひなた保育園 行徳駅前ルーム	行徳駅前2-23-14 1F	311-4848	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~19:00	7:00~19:00	8:00~16:00	連携施設:未定
	22	にじのき保育園	行徳駅前1-24-1	307-3622	57日~2歳児クラス	17	7:15~19:15	7:15~19:15	9:00~17:00	連携施設:未定
	23	ル・アンジェ行徳保育園	入船12-21	314-1773	57日~2歳児クラス	19	7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	連携施設:未定
	24	すくすく行徳ほいくえん	行徳駅前1-7-9 1F	705-0682	3ヶ月~2歳児クラス	16	7:30~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:未定

⑬南行徳地区

種類		保育園名	所在地	電話番号	受入月齢	定員	開園時間		短時間の 保育時間	備考
							平日	土曜日		
公立	1	塩浜保育園	塩浜4-2-10-101	397-2628	6ヶ月以上	120	7:15~19:15	7:15~17:30	9:00~17:00	
私立	2	かけまま保育園	欠真間2-25-8	359-0378	6ヶ月以上	100	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	本園建替え工事中(令和4年4月完成予定)。完成まで0~2歳児クラスは仮設園舎での保育となります。
	3	新井保育園	新井2-1-21	357-3211	57日以上	140	7:00~19:30	7:15~17:00	8:30~16:30	
	4	仁保育園	南行徳1-10-5	396-1241	57日以上	150	7:15~19:15	7:15~19:15	9:00~17:00	
	5	アップルナースリー保育園	相之川4-3-1 1F	359-0635	57日以上	44	7:00~20:00	7:00~20:00	9:00~17:00	
	6	太陽の子保育園	相之川3-10-15	357-0478	57日以上	60	7:00~20:00	7:00~16:00	9:00~17:00	
	7	広尾みらい保育園	広尾2-3-1	390-2772	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
	8	グローバルキッズ南行徳園	欠真間1-4-7	395-5777	57日以上	90	7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	
	9	つばさ保育園	南行徳3-12-12	396-2980	57日以上	69	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	見学必須
	10	保育ルームフェリーチェ南行徳園	南行徳1-12-2 1F	396-0044	57日~2歳児クラス	30	7:00~20:00	7:00~17:30	9:00~17:00	
	11	京進のほいくえんHOPPA南行徳駅前	新井3-4-1	307-9171	57日以上	50	7:00~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
	12	ぶれあ保育園・南行徳	南行徳1-19-5 2F	317-6853	6ヶ月以上	60	7:30~20:00	7:30~20:00	8:30~16:30	見学必須
	13	K's garden 行徳保育園	福栄1-15-16	383-9666	6ヶ月以上	70	7:30~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	
	14	みなみぎょうとく ゆずのき保育園	相之川3-1-9 1F	711-4170	4ヶ月以上	90	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	
	15	スクルドエンジェル保育園南行徳園	新井3-17-13	312-6862	57日以上	70	7:00~20:00	7:00~20:00	8:30~16:30	
	16	きららの杜保育園南行徳	相之川4-10-2	369-6877	1歳児クラス以上	70	7:30~20:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
	認定こども園	17	いずみ認定こども園	南行徳2-5-1	397-2211	3歳児クラス以上	30	8:00~18:00	休園	8:00~16:00
18		延命寺学園	新井1-9-2	357-1527	3歳児クラス以上	15	8:00~19:00	休園	8:00~16:00	見学必須
小規模	19	みなみぎょうとく笑顔保育園	南行徳1-19-22 2F	711-3971	6ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	連携施設:未定
	20	ねっこ保育園	相之川4-10-8 1F	307-9996	57日~2歳児クラス	15	7:00~20:00	8:00~18:00	9:00~17:00	連携施設:未定
	21	incipit保育園	南行徳1-12-7-101	314-1183	57日~2歳児クラス	19	7:30~19:30	7:30~19:30	9:00~17:00	連携施設:未定
	22	ゆずのき保育いちかわぎょうとく園	南行徳1-20-13 2F	314-8192	4ヶ月~2歳児クラス	19	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~16:00	連携施設:未定
	23	南行徳せいわ保育園	南行徳1-6-12 I-105	316-1165	3ヶ月~2歳児クラス	15	7:15~19:15	7:15~18:15	8:15~16:15	連携施設:未定

公立保育園 21園、私立保育園 120園、認定こども園 6園、小規模保育 46園、家庭的保育 3園、事業所内保育 1園、計197園



よい保育施設の選び方 10 か条

1 まずは情報収集を

- ・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

2 事前に見学を

- ・決める前に必ず施設を見学しましょう

3 見た目だけで決めないで

- ・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

4 部屋の中まで入って見て

- ・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

5 子どもたちの様子を見て

- ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

6 保育する人の様子を見て

- ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

7 施設の様子を見て

- ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
- ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

8 保育の方針を聞いて

- ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

9 預けはじめてからもチェックを

- ・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

10 不満や疑問は率直に

- ・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか



※上記「よい保育施設の選び方 10 か条」は、認可外保育施設の運営や設備などが施設によって相当違うことから、よりよい保育施設を選ぶときのチェックポイントとして、平成 12 年 12 月に厚生省(当時)が取りまとめたものです。